

浦安市千鳥学校給食センター維持管理運営等事業
事業契約書（案）

浦安市

【 】

令和7年12月【 】日

目次

第 1 章 総則

第 1 条（目的及び解釈） -----	P3
第 2 条（用語の定義） -----	P3
第 3 条（公共性及び乙による事業の趣旨の尊重） -----	P8
第 4 条（事業日程） -----	P8
第 5 条（事業の場所） -----	P9
第 6 条（本事業の概要） -----	P9
第 7 条（規定の適用関係） -----	P9
第 8 条（契約の保証） -----	P9
第 9 条（乙の資金調達） -----	P10

第 2 章 設計

第 10 条（施設及び外構の改修・更新） -----	P11
第 11 条（第三者の使用） -----	P11
第 12 条（関連行政手続） -----	P12
第 13 条（設計の変更） -----	P12
第 14 条（法令変更等による設計の変更） -----	P13
第 15 条（設計図書の提出） -----	P14

第 3 章 本施設等の改修・更新

第 1 節 総則

第 16 条（期初工事） -----	P15
第 17 条（施工計画書等） -----	P15
第 18 条（第三者の使用） -----	P16
第 19 条（工事監理者） -----	P16
第 20 条（期初工事に関する許認可及び届出等） -----	P17
第 21 条（期初工事現場の管理） -----	P17
第 22 条（工事用電力等） -----	P17
第 23 条（期初工事に伴う各種調査） -----	P18
第 24 条（期初工事に伴う近隣対策） -----	P18

第 2 節 甲による確認	
第 25 条（甲による説明要求及び期初工事現場立会い等）	P19
第 26 条（中間確認）	P20
第 3 節 工事完了等	
第 27 条（乙による期初工事完了検査）	P20
第 28 条（甲による期初工事完了検査）	P21
第 4 節 工期の変更等	
第 29 条（工期の変更）	P22
第 30 条（工期の変更方法）	P23
第 31 条（工期の変更による費用負担）	P23
第 5 節 損害の発生等	
第 32 条（期初工事中に乙が第三者に及ぼした損害）	P23
第 33 条（不可抗力による損害）	P24
第 4 章 期初工事に関する本施設等の引渡し	
第 34 条（所有権の移転）	P24
第 35 条（引渡しの遅延）	P25
第 36 条（契約不適合責任）	P25
第 5 章 業務開始前の引継ぎ	
第 37 条（甲による本施設等の維持管理運営体制確認）	P26
第 38 条（前事業者からの引継ぎ）	P27
第 39 条（前事業者との連携）	P27
第 40 条（甲による業務体制確認）	P28
第 41 条（調理業務開始の遅延）	P28
第 42 条（前事業終了時の検査支援）	P29
第 6 章 本施設等の運営及び維持管理	
第 1 節 総則	
第 43 条（委託業務）	P29
第 44 条（本施設等の委託業務に関する許認可及び届出等）	P30

第 45 条（第三者の使用） -----	P31
第 46 条（業務報告書等） -----	P31
第 47 条（セルフモニタリング） -----	P32
第 48 条（モニタリング） -----	P32
第 49 条（第三者に及ぼした損害等） -----	P34
第 2 節 維持管理業務	
第 50 条（法令等の遵守） -----	P34
第 51 条（維持管理業務計画書の提出） -----	P34
第 52 条（本施設の補修・修繕） -----	P35
第 53 条（報告等） -----	P35
第 3 節 運営業務	
第 54 条（法令等の遵守） -----	P36
第 55 条（運営業務計画書及びマニュアルの提出） -----	P36
第 56 条（管理責任者） -----	P37
第 57 条（防火管理責任者） -----	P37
第 58 条（調理等業務その他） -----	P37
第 59 条（食中毒等） -----	P38
第 7 章 備品の貸与	
第 60 条（備品の貸与） -----	P40
第 8 章 備品の補充調達	
第 61 条（備品の補充調達） -----	P41
第 9 章 本事業のサービス対価の支払い	
第 62 条（サービス対価の支払い） -----	P41
第 63 条（割賦料の支払い） -----	P41
第 64 条（委託料の支払い） -----	P41
第 65 条（引継業務の対価の支払い） -----	P42
第 66 条（委託料の支払い） -----	P42
第 67 条（委託料の支払手続） -----	P42
第 68 条（委託料の減額） -----	P43

第 69 条（委託料の返還） -----	P43
第 70 条（委託料の調整） -----	P43
第 10 章 契約期間	
第 71 条（契約期間） -----	P44
第 11 章 契約の終了	
第 1 節 乙の事由による契約終了	
第 72 条（乙の債務不履行による契約終了） -----	P44
第 73 条（期初工事完了前の解除） -----	P46
第 74 条（期初工事完了前の解除） -----	P48
第 2 節 甲の事由による契約終了	
第 75 条（甲の債務不履行による契約終了） -----	P49
第 3 節 不可抗力又は法令変更による契約終了	
第 76 条（不可抗力又は法令変更による契約終了） -----	P49
第 4 節 契約終了時の事務	
第 77 条（契約終了時の引継業務） -----	P50
第 78 条（関係書類の引渡し等） -----	P52
第 79 条（契約終了時の調査・検査等） -----	P52
第 80 条（契約終了時の事務） -----	P53
第 12 章 不可抗力	
第 81 条（通知の付与） -----	P54
第 82 条（協議及び追加費用の負担） -----	P55
第 13 章 法令変更	
第 83 条（通知の付与） -----	P55
第 84 条（協議及び追加費用の負担） -----	P56
第 14 章 関係者協議会	
第 85 条（関係者協議会の設置） -----	P56

第 15 章 その他	
第 86 条（公租公課の負担） -----	P57
第 87 条（遅延利息） -----	P57
第 88 条（損害賠償） -----	P58
第 89 条（譲渡等の制限） -----	P58
第 90 条（事業者の兼業禁止） -----	P58
第 91 条（新株発行等） -----	P58
第 92 条（決算報告書の提出） -----	P59
第 93 条（乙の解散） -----	P59
第 94 条（付保すべき保険） -----	P59
第 95 条（銀行団との協議） -----	P60
第 96 条（成果物の利用及び著作権） -----	P60
第 97 条（著作権等の保証） -----	P61
第 98 条（工業所有権） -----	P61
第 16 章 雜則	
第 99 条（本施設の見学者対応） -----	P61
第 100 条（協議） -----	P62
第 101 条（請求、通知等の様式その他） -----	P62
第 102 条（秘密保持） -----	P62
第 103 条（個人情報の保護） -----	P63
第 104 条（準拠法） -----	P63
第 105 条（管轄裁判所） -----	P63
第 106 条（定めのない事項） -----	P64
別紙 1 日程表-----	P65
別紙 2 提出図書-----	P66
別紙 3 不可抗力の場合の費用分担規定-----	P68
別紙 4 保証契約書(案)-----	P69
別紙 5 乙が付保する保険-----	P72
別紙 6 要求水準書の変更手続-----	P74
別紙 7 委託料の減額及び支払停止の方法-----	P75
別紙 8 サービス対価の支払方法及び改定方法等-----	P76
別紙 9 法令変更の場合の費用分担規定-----	P77

事業契約書（案）

1 事業名 浦安市千鳥学校給食センター維持管理運営等事業

2 事業の場所 千葉県浦安市千鳥 15 番地 34

3 契約期間 自 令和 7 年 12 月 【】 日
至 令和 20 年 8 月 31 日

4 契約金額 金【】円に金利変動、物価変動及び食
数変更並びに消費税率変動及び地方消費税率変動に
による増減額を加算した額の範囲内

5 契約保証金 別途この契約書中に記載のとおり。

6 支払条件 別途この契約書中に記載のとおり。

上記の浦安市千鳥学校給食センター維持管理運営等事業（以下「本事業」という。）について、発注者（以下「甲」という。）と選定事業者（以下「乙」という。）は、各々対等な立場における合意に基づいて、次の条項によって事業契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行する。

この契約の証として、本書 2 通を作成し、当事者記名押印の上、各自 1 通を保有する。

(仮契約日) 令和 7 年 10 月 【 】 日
(契約日) 令和 7 年 12 月 【 】 日

発注者(甲)

住所 千葉県浦安市猫実一丁目 1 番 1 号
氏名 浦安市
浦安市長 内田 悅嗣

事業者(乙)

住所
氏名

第1章 総則

(目的及び解釈)

第1条 本契約は、甲及び乙が相互に協力し、本事業を円滑に実施するためには必要な事項を定めることを目的とする。

(用語の定義)

第2条 本契約において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

2 「本施設」とは、本事業で維持管理運営を行う対象となる浦安市千鳥学校給食センターの施設本体及びその他付帯施設（外構部分を含む。）をいう。本施設には備品を含むものとする。

3 「改修・更新業務」とは、本施設等に係る以下の各業務をいう。

- (1) 施設の改修・更新に係る設計・工事業務
- (2) 外構の改修・更新に係る設計・工事業務
- (3) 調理設備の更新に係る業務
- (4) 施設備品の更新に係る業務
- (5) 上記各項目に伴う各種申請等業務
- (6) 工事監理業務

4 「設計」とは、施設及び外構の改修・更新に係る設計業務をいう。

5 「設計企業」とは、応募者の一員であり、設計及び工事監理に関する業務を実施する者をいう。

6 「工事企業」とは、応募者の一員であり、工事に関する業務を実施する者をいう。

7 「期初工事」とは要求水準書第2第4項に定める本施設の工事をいう。

8 「工期」とは、別紙1及び別紙2に定める期初工事期間又は各期工事期間をいう。

9 「割賦料」とは、本施設等の改修・更新業務の対価をいう。

10 「運営業務」とは、本施設等において実施する以下の各業務をいう。

- (1) 業務開始前の引継業務（以下「運営引継業務」という。）
- (2) 調理等業務
- (3) 運搬・回送業務
- (4) 洗浄・残滓処理業務
- (5) 配膳業務
- (6) 運営備品の調達・管理業務（配送車を含む）
- (7) 衛生管理業務
- (8) 上記各項目に伴う各種申請等業務
- (9) 事業終了時の引継業務

11 「運営業務計画書」とは、長期運営業務計画書と年度運営業務計画書をいう。

12 「運営業務報告書」とは、乙が、運営業務開始後、毎日、毎月及び四半期毎に、運営業務の実施状況及びその結果について甲に報告するために作成する書面をいう。

13 「運営マニュアル」とは、運営業務の全体に係る以下のマニュアルを総称している。

- (1) 調理マニュアル
- (2) アレルギー対応食調理マニュアル
- (3) 配送マニュアル
- (4) 衛生管理マニュアル
- (5) 異物混入発生時対応マニュアル
- (6) 嘔吐、食中毒発生時対応マニュアル
- (7) 配膳マニュアル
- (8) その他運営上必要とするもの（応募者提案に基づくものを含む。）

14 「営業日」とは、給食を提供すべき日をいう。

- 15 「維持管理業務」とは、本施設等に係る以下の各業務をいう。
- (1) 業務開始前の引継業務（以下「維持管理引継業務」という。）
 - (2) 建築物保守管理業務（建築物の修繕業務を含む）
 - (3) 建築設備保守管理業務（建築設備の修繕業務を含む）
 - (4) 外構等保守管理業務（外構等の修繕業務を含む）
 - (5) 調理設備保守管理業務（調理設備の修繕業務を含む）
 - (6) 清掃業務
 - (7) 警備業務
 - (8) 植栽管理業務
 - (9) 上記各項目に伴う各種申請等業務
 - (10) 事業終了時の引継業務
- 16 「維持管理業務計画書」とは、長期維持管理業務計画書及び年度維持管理業務計画書をいう。
- 17 「維持管理業務報告書」とは、乙が、維持管理業務開始後、毎日、毎月及び四半期毎に維持管理業務の実施状況及びその結果について甲に報告するためを作成する書面をいう。
- 18 「委託業務」とは、運営業務及び維持管理業務をいう。
- 19 「委託業務開始日」とは、令和8年9月1日又は乙が業務体制等確認書を受領した日の翌日のうちいずれか遅い方の日をいう。
- 20 「委託業務開始予定日」とは、令和8年9月1日をいう。
- 21 「維持管理運営期間」とは、委託業務開始日から令和20年8月31日までをいう。
- 22 「委託料」とは、運営業務及び維持管理業務の対価をいう。
- 23 「サービス対価」とは、割賦料及び委託料をいう。
- 24 「応募者」とは、【　】グループを構成する【　】（以下「代表企業」という。）を代表企業とする応募者グループをいう。
- 25 「応募者提案」とは、募集要項等に従い、応募者が甲に対して提出した本事業に関する一切の提案をいい、応募者が令和7年8月4

日に甲に対して提出した提案書類のほか、甲の求めに応じて応募者が提示した事項を含むものとする。

- 26 「開序日」とは、閉序日以外の日をいう。
- 27 「業務計画書」とは、設計業務計画書、施工計画書、運営業務計画書及び維持管理業務計画書をいう。
- 28 「業務体制等確認書」とは、第40条第1項の規定により、乙が委託業務を開始するために必要な条件が満たされたことを甲が確認した旨を内容として甲が乙に交付する書面をいう。
- 29 「業務報告書」とは、運営業務報告書と維持管理業務報告書をいう。
- 30 「事業期間」とは、本契約の締結日の翌日から、令和20年8月31日までをいう。
- 31 「事業年度」とは、維持管理運営期間中の各暦年の4月1日に始まり、翌年の3月31日に終了する1年間をいう。
- 32 「施設維持管理企業」とは、本事業の維持管理業務（調理設備保守管理業務を除く。）を行う企業をいう。
- 33 「四半期」とは、各暦年の1月から3月、4月から6月、7月から9月、10月から12月の各3か月の期間をいう。
- 34 「出資者」とは、乙に対して出資を行い、その株式を保有する者をいう。
- 35 「食中毒」とは、給食に付着又は混入した細菌、ウィルス、有害物質が原因で、給食を食した人に健康被害が及ぶことをいう。
- 36 「前事業」とは、本施設で令和8年8月31日まで実施される浦安市千鳥学校給食センター第一及び第二調理場長期包括責任委託事業並びに浦安市千鳥学校給食センター第三調理場整備運営事業をいう。
- 37 「前事業契約」とは、前事業に関し、甲が前事業者との間で令和3年1月29日付で締結した浦安市千鳥学校給食センター第一及び第二調理場長期包括責任委託事業事業契約並びに平成21年11月13日

付で締結した浦安市千鳥学校給食センター第三調理場整備運営事業特定事業契約をいう。

- 38 「前事業者」とは、前事業の実施事業者である、株式会社新浦安学校給食サービス及び株式会社浦安第三学校給食サービスをいう。
- 39 「長期維持管理業務計画書」とは、維持管理運営期間にわたる維持管理業務について記載した計画書をいう。
- 40 「長期運営業務計画書」とは、維持管理運営期間にわたる運営業務について記載した計画書をいう。
- 41 「長期修繕実施計画書」とは、維持管理運営期間にわたる修繕計画について記載した計画書をいう。
- 42 「年度維持管理業務計画書」とは、要求水準書の規定に従い、乙が毎事業年度の開始前に維持管理業務の業務区分毎に作成し、甲に提出する各計画書をいう。
- 43 「年度運営業務計画書」とは、要求水準書の規定に従い、乙が毎事業年度の開始前に運営業務の業務区分毎に作成し、甲に提出する各計画書をいう。
- 44 「H A C C P 対応マニュアル」とは、要求水準書に定める本施設に対応したH A C C P 対応マニュアルをいう。
- 45 「引継業務」とは、運営引継業務及び維持管理引継業務をいう。
- 46 「備品」とは、要求水準書において、乙が本施設に設置するとされている設備、機器、器具、じゅう器、食器、食缶、コンテナ及びその他備品（ただし、消耗品を除く。）をいい、このうち、甲が乙に事業期間中に無償貸与する要求水準書第1第6項で定める備品を「貸与備品」といい、要求水準書第3第8項で定める食器類、食缶等、調理器具類、配送車及びその他として、応募者提案に基づき乙が補充調達した備品を「補充調達備品」という。
- 47 「不可抗力」とは、暴風、豪雨、洪水、高潮、地滑り、落盤、落雷、地震、火災、有毒ガスの発生、その他自然災害又は騒乱、暴動、戦争その他人為的な現象（要求水準書で基準を定めたものにあって

は、当該基準を超えるものに限る。) であって、甲及び乙のいずれの責めにも帰さないものをいう。

48 「閉庁日」とは、浦安市の休日を定める条例（平成元年条例第14号）に規定する市の休日をいう。

49 「募集要項等」とは、募集要項、募集要項様式集、優先交渉権者決定基準、要求水準書及びその添付資料、質問回答書及びその添付資料をいう。

50 「本施設土地」とは、第5条に規定する本事業の実施場所となる土地をいう。

51 「マニュアル」とは、HACCP対応マニュアル及び運営マニュアルを総称している。

52 「要求水準書」とは、甲が作成し、本事業の実施に関し甲が乙に要求する業務水準及び仕様を示すものとして、募集要項の添付書類として公表された浦安市千鳥学校給食センター維持管理運営等事業要求水準書をいい、本事業の募集手続中に甲が公表した質問回答のうち同要求水準書に関するものを含む。なお、同要求水準書が本契約締結後に本契約に定める手続に従って変更された場合は変更後のものをいう。

53 本契約において使用されている用語は、前項その他本契約で定義されている場合又は文脈上別異に解される場合を除き、要求水準書において使用されている用語と同一の意味を有するものとする。

(公共性及び乙による事業の趣旨の尊重)

第3条 乙は、本事業が学校給食センターの維持管理及び学校給食の調理及び提供を含む点で公共性を有することを十分理解し、本事業の実施にあたっては、かかる趣旨を尊重するものとする。

2 甲は、本事業が乙によって実施されることを十分理解し、法律の範囲内で地方自治の本旨に従い、かかる趣旨を尊重するものとする。

(事業日程)

第4条 本事業は、別紙1として添付する日程表に従って実施する。

(事業の場所)

第5条 本事業を実施する場所は、千葉県浦安市千鳥15番地34の土地とする。

(本事業の概要)

第6条 本事業は、本施設等の改修・更新、運営及び維持管理並びにこれらに付随し、関連する一切の事業により構成されるものとする。

(規定の適用関係)

第7条 乙は、本事業を、本契約、募集要項等及び応募者提案に従つて遂行するものとする。ただし、これらの内容に相違のある場合は、本契約、募集要項等及び応募者提案の順に優先して適用されるものとする。質問回答の内容は、質問対象の書類と一体をなすものとする。

2 前項の規定にかかわらず、応募者提案と募集要項等の一部である要求水準書の内容に差異がある場合は、応募者提案に記載されたサービスの水準が要求水準書に記載されたサービスの水準を上回るときに限り、応募者提案が優先して適用されるものとする。

(契約の保証)

第8条 乙は、甲があらかじめ契約保証金の納付等の必要がないと認めた場合を除き、各事業年度に関し、当該事業年度の開始までに（ただし、最初の事業年度については契約締結と同時に）、次の各号のいずれかに掲げる保証を付さなければならない。ただし、第3号の場合においては、甲を被保険者とする履行保証保険契約の締結後、直ちにその保険証券を甲に寄託しなければならない。

- (1) 契約保証金の納付
 - (2) 契約保証金に代わる担保となる有価証券等の提出
 - (3) 本契約による債務の不履行により生ずる損害をてん補する履行保証保険契約の締結
- 2 前項の保証に係る契約保証金の額、保証金額又は保険金額（第5項において「保証の額」という。）は、改修・更新業務の対価（支払い利息相当額を除く。）の割賦料総額及び委託期間の各年度の当初において当該年度の乙の業務履行に対して支払われる予定の委託料（以下「年間委託料総額」という。本契約の締結と同時に納付するものについては令和7年度及び令和8年度の業務履行に対して支払われる予定の委託料をいう。）の100分の10に相当する額以上としなければならない。
- 3 乙が第1項第3号に掲げる保証を付す場合は、当該保証は第72条第3項各号に規定する者による契約の解除の場合についても保証するものでなければならない。
- 4 第1項の規定により、乙が同項第2号に掲げる保証を付したときは、当該保証は契約保証金に代わる担保の提供として行われたものとする。また、同項に規定により、乙が同項第3号に掲げる保証を付したときは、契約保証金の納付を免除する。
- 5 割賦料金額の変更があった場合には、保証の額が変更後の割賦料総額の100分の10に達するまで、甲は、保証の額の増額を請求することができ、乙は、保証の額の減額を請求することができる。
- 6 委託料金額の変更があった場合には、保証の額が変更後の年間委託料総額の100分の10に達するまで、甲は、保証の額の増額を請求することができ、乙は、保証の額の減額を請求することができる。

（乙の資金調達）

第9条 本事業の実施に関連する一切の費用は、本契約に別段の明示的な定めがある場合を除き、全て乙が負担するものとし、また、乙

が本契約の履行に必要な費用を確保するための資金調達は、全て乙が自己の責任において行うものとする。

第2章 設計

(施設及び外構の改修・更新)

第10条 乙は、本契約締結後速やかに、日本国の法令を遵守の上、本契約（設計協議において甲乙で書面にて合意した事項は本契約の一部とみなす。以下同じ。）、募集要項等及び提案書類に基づき、甲と協議の上、設計を開始し、完成した設計につき甲に報告し、検収確認を受けるものとする。

- 2 乙は、設計を開始するに当たり、設計業務の責任者を配置し、設計着手前に甲に通知するものとする。
- 3 乙は、設計着手前に、必要に応じて現地確認等の事前調査を行った上で、詳細工程表を含む設計業務計画書を作成し、甲に提出して承諾を得るものとする。
- 4 設計の進捗管理は、乙の責任において実施するものとする。ただし、甲は、設計の進捗状況及び検討内容に関して、適宜報告を求めることができるものとする。
- 5 甲は、本条を理由として、本事業の実施の全部又は一部について何ら責任を負わないものとする。

(第三者の使用)

第11条 乙は、設計を設計企業に委託し又は請け負わせることができ。ただし、事前に甲の承諾を得た場合を除き、上記の設計企業以外の者に、設計の全部又は大部分を実施させてはならない。

- 2 設計企業への設計の委託又は請負は全て乙の責任において行うものとし、設計企業その他設計に関して乙が使用する一切の第三者の

責めに帰すべき事由は、全て乙の責めに帰すべき事由とみなして、乙が責任を負うものとする。

- 3 乙は、設計において設計に関わる下請人等に関する情報を提供するため、設計業務の着手前に設計体制に係る事項を甲に報告するものとし、甲に報告した事項に変更、追加等が生じた場合には、速やかにかかる変更、追加等について甲に報告しなければならない。

(関連行政手続)

第 12 条 乙は、自己の責任により、建築確認の手続等、本事業の実施のため必要な法令に定める手続を行わなければならず、甲は、必要に応じてかかる手続に協力するものとする。

- 2 乙は、前項に定める手続については、甲に事前説明及び事後報告を行わなければならない。

(設計の変更)

第 13 条 甲は、必要があると認める場合、書面により、工期の変更を伴わず提案書類の範囲を逸脱しない程度の設計変更（設計条件の変更も含む。以下同じ。）を乙に対して求めることができるものとする。ただし、甲の設計変更の提案が、法令若しくは所轄官庁の指導、要綱等の変更による場合は、工期の変更を伴わないこと又は提案書類の範囲を逸脱しないことを要しない。甲の設計変更の提案がある場合、乙は、当該変更の当否を検討し、甲に対して 10 開序日以内にその結果を通知するものとする。甲は、乙の検討結果を踏まえ、当該設計変更の要否を決定して乙に通知するものとし、乙は、かかる甲の設計変更の通知に従うものとする。

- 2 前項に従い甲の請求により乙が設計変更を行う場合、当該変更により乙に追加的に生ずる費用の増減（設計費用及び直接工事費のほか、将来の維持管理、修繕及び更新に係る費用の増減並びに金融費用を含むが、合理的な範囲に限られる。以下、本条において同じ。）

は、甲に帰属させるものとし、サービス対価の改定により、乙に対する当該増減を反映させるものとする。

- 3 乙は、甲の事前の承諾を得た場合を除き、設計変更を行うことはできないものとする。
- 4 前項に従い乙が甲の事前の承諾を得て設計変更を行う場合、当該変更により乙に追加的な費用が発生したときは、乙が当該費用を負担するものとする。
- 5 甲が乙に対して工期の変更を伴う設計変更又は提案書類の範囲を逸脱する設計変更の提案を行った場合、甲及び乙は、その当否について協議するものとする。

なお、本項により乙が設計変更を行う場合、当該変更により乙に追加的に生ずる費用の増減は、甲に帰属させるものとし、サービス対価の改定により、乙に対する当該増減を反映させるものとする。

(法令変更等による設計の変更)

第 14 条 建築基準法、消防法等の法令制度の新設又は改正等により、設計変更が必要となった場合には、乙は甲に対し、設計又は期初工事の変更の承諾を求めることができ、甲は、必要かつ相当と判断したときは、これを承諾する。なお、甲がかかる承諾をしない場合、乙が善良な管理者の注意義務を果たしている限りにおいて、設計及び期初工事の変更をしなかったことについての何らの責任を負担するものではない。

- 2 第 1 項に基づく変更に起因する設計、期初工事、運営、維持管理及び資金調達に係る乙の費用の増減については甲に帰属するものとし、サービス対価の改定により当該費用増加を反映させるものとする。費用の減少が生じたときは、第 9 章に定める対価の支払額を減額する。

- 3 第1項に基づく変更に起因し期初工事完了の遅延が見込まれる場合、甲及び乙は協議の上、工期、工事完了予定日及び引渡予定日を変更することができる。

(設計図書の提出)

第15条 乙は、設計が完成した段階で、速やかに設計図書を甲に提出し、その説明を行い、甲の承諾を得なければならない。設計の変更を行う場合も同様とする。この場合において、設計図書の提出は、別紙1の日程表に従うものとする。また、乙は、設計図書を甲に提出して甲の確認を受けなければならない。

- 2 甲は、提示された設計図書と本契約、募集要項等（当該図書の提出時までに行われた甲乙の打ち合わせにおける協議内容のうち書面により確認されたものを含む。以下同じ。）若しくは提案書類の間に不一致があることが判明した場合又は提示された設計図書では本契約、募集要項等若しくは提案書類において要求される仕様を満たさないと判断する場合には、設計図書を受領してから14日以内に、当該不一致を生じている又は要求される仕様を満たさない設計箇所及びその内容を乙に対して通知し、修正することを求めることができる。

なお、甲は、上記不一致等がないことを確認した場合には、設計図書を受け取ってから14日以内に、その旨を乙に対して通知するものとする。

- 3 乙が前項に規定する通知を受領した場合、乙は、速やかに当該不一致等を是正し、甲の確認を経るものとする。なお、当該是正是、乙の責任及び費用をもって行われるものとし、また、これによる工期の変更は、第30条及び第31条の規定に従うものとする。ただし、乙は、設計図書と本契約、募集要項等又は提案書類の間に不一致がある旨の甲の判断に対して意見を述べることができ、甲がかかる乙

の意見に理由があると認めた場合には、乙は、甲の通知に従うことを要しないものとする。

- 4 甲は、本条第1項に規定する設計図書を受領したこと、乙に対して第2項に規定する通知を行ったこと又は第3項に規定する確認を行ったことのいずれを理由としても、本施設の設計及び期初工事の全部又は一部について何らの責任を負うものではない。

第3章 本施設等の改修・更新

第1節 総則

(期初工事)

- 第16条 乙は、本契約、募集要項等、提案書類、設計図書及び次条第1項の規定により乙が甲に提出する書類に従い、本施設における既施設・設備について、調理施設として能力を維持するよう期初工事を実施するものとする。

- 2 期初工事の施工方法その他本施設等の改修・更新に関する必要な一切の手段については、本契約、募集要項等、提案書類、設計図書及び施工計画書（詳細工程表を含む。）等において特に提案されているもののほかは、乙が自己の責任及び費用において定めるものとする。

(施工計画書等)

- 第17条 乙は、本施設等の期初工事着工前に別紙2第2項に定める工事着工前の提出書類を甲に提出・報告するものとする。その方法は、工事企業が工事監理者に提出し、その承諾を受けたものを工事監理者が乙を通じて甲に提出することにより、その内容を甲に報告するものとする。

- 2 乙は、別途甲との間の協議により定める期限までに月間工程表を作成し、甲に対して提出するものとする。

- 3 乙は、募集要項等、施工計画書及び月間工程表記載の日程に従い、本施設の期初工事に着工し、工事を遂行するものとする。
- 4 乙は、本施設の工期中の別途甲との間の協議により定める期限までに、別紙2第3項に定める施工中の提出書類を甲に提出・報告するものとする。その方法は、工事企業が工事監理者に提出し、その承諾を受けたものを工事監理者が乙を通じて甲に提出することにより、その内容を甲に報告するものとする。
- 5 乙は、本施設の工期中、工事現場に工事記録を常に整備するものとする。

(第三者の使用)

第18条 乙は、本施設の期初工事を工事企業に請け負わせることができる。ただし、事前に甲の承諾を得た場合を除き、上記工事企業以外の者に、本施設の期初工事の全部又は大部分を実施させてはならない。

- 2 工事企業へ期初工事を請け負わせる場合は、全て乙の責任において行うものとし、工事企業その他本施設の期初工事に関して乙が使用する一切の第三者の責めに帰すべき事由は、全て乙の責めに帰すべき事由とみなして、乙が責任を負うものとする。
- 3 乙は、甲に報告した本施設の施工体制に係る事項に変更、追加等が生じた場合には、速やかにかかる変更、追加等について甲に報告しなければならない。

(工事監理者)

第19条 乙は、本施設の期初工事着工前に、工事監理者を設置し、設置後速やかに甲に対して設置の事実を通知するものとする。

- 2 乙は、工事監理者をして、要求水準書に基づく工事監理を行わせるものとする。

- 3 乙は、工事監理状況を甲に毎月報告するほか、甲から要請があるときには施工の事前報告及び事後報告を行うものとする。
- 4 工事監理者は、乙を通じて、工事監理状況を、要求水準書に従い甲に毎月工事監理報告書にて報告し、甲の要請があったときには随時報告を行うものとする。
- 5 甲への本施設の工事完了確認報告は、工事監理者が乙を通じて行うものとする。
- 6 乙は、工事監理者が工事監理を行い、かつ、前2項の規定を遵守する上で必要となる協力を行うものとする。

(期初工事に関する許認可及び届出等)

第20条 乙は、甲の単独申請に係るものを除き、期初工事に関する本契約上の義務を履行するために必要となる一切の許認可を、自己の費用と責任において取得するものとする。

- 2 乙は、甲の請求があった場合には、各種許認可等の書類の写しを甲に提出するものとする。
- 3 乙が甲に対して協力を求めた場合、甲は、乙による第1項に定める許認可の取得及び届出等に必要な資料の提出その他について協力するものとする。
- 4 甲が乙に対して協力を求めた場合、乙は、甲による許認可の取得及び届出等に必要な資料の提出その他について協力するものとする。
- 5 乙は、期初工事に伴う各種申請の手続を事業スケジュールに支障がないよう実施するものとし、本施設の設計・期初工事にあたって必要な関係諸官庁との協議に起因する遅延については乙の責めに帰すべき事由による遅延とする。

(期初工事現場の管理)

第 21 条 期初工事現場の管理は、第 34 条第 1 項の規定による本施設の甲への引渡しの日まで、乙が善良なる管理者の注意義務をもって行うものとする。

(工事用電力等)

第 22 条 乙は、期初工事に必要な工事用電力、工事用水、ガス等のユーティリティを、自己の費用と責任において調達するものとする。かかるユーティリティの利用のため前事業者との調整、協議等が必要なときは、乙は自己の費用で行うものとする。

(期初工事に伴う各種調査)

第 23 条 乙は、期初工事着工前に、自己の費用と責任において、本施設の期初工事のために必要な調査を行うものとする。

- 2 乙が前項に従い実施した調査の不備、誤謬等から発生する責任は、乙がこれを負担するものとする。なお、甲は当該不備、誤謬に起因して発生する追加費用を負担しないものとする。
- 3 乙が本施設の使用許可を受ける前に期初工事に伴う各種調査を行う必要がある場合、乙は、甲に事前に連絡し、その承諾を得た上でこれを実施するものとする。
- 4 乙が第 1 項又は第 3 項の調査を行った結果、本施設に契約不適合（本事業の応募手続において甲が公表した本施設に関する資料から推認されるものを除く。）があることが判明した場合、甲は、乙に発生した合理的な追加費用（設計費用及び直接工事費のほか、将来の維持管理、修繕及び更新に係る費用、並びに金融費用を含むが、合理的な範囲に限る。）を負担するものとし、工期及び引渡予定日について変更できるものとする。

(期初工事に伴う近隣対策)

第 24 条 乙は、自己の費用と責任において、要求水準書に従い期初工事についての近隣説明等を行うものとする。また、乙は、自己の費用と責任において、騒音、臭気、公害、粉塵発生、交通渋滞、その他期初工事が周辺環境に与える影響を勘案し、合理的に要求される範囲の近隣対策を実施するものとする。

- 2 前項に定める近隣対策の実施について、乙は、甲に対して、事前及び事後にその内容及び結果を報告するものとし、甲は、乙に対して、必要に応じて協力するものとする。
- 3 甲は、本事業の前提となる近隣住民との調整・理解を確保し、必要に応じて、近隣への説明等を事業スケジュールに支障がないよう実施するものとし、甲が実施する近隣説明等に起因する遅延については、甲の責めに帰すべき事由による遅延とする。
- 4 甲が本事業を行政サービスとして実施すること自体に対する住民反対運動及び訴訟については、甲が責任を負うものとする。

第 2 節 甲による確認

(甲による説明要求及び期初工事現場立会い等)

第 25 条 甲は、期初工事状況その他について、乙に事前に通知した上で、乙又は工事企業に対してその説明を求めることができるものとし、また、乙又は工事企業が行う工程会議に立会うことができるほか、期初工事現場において工事状況を自ら立会いの上確認することができるものとする。

- 2 乙は、前項に規定する期初工事状況その他についての説明又は甲による確認の実施につき、甲に対して最大限の協力を行うものとし、また工事企業をして、甲に対して必要かつ合理的な説明及び報告を行わせるものとする。
- 3 前 2 項に規定する説明又は確認の結果、期初工事状況が本契約、募集要項等、設計図書又は提案書類の内容を逸脱していることが判

明した場合、甲は、乙に対してその是正を求めるものとし、乙は、これに従うものとする。ただし、乙は、期初工事状況が本契約、募集要項等、設計図書又は提案書類の内容を逸脱しているという甲の判断に対して意見を述べることができ、甲が乙の当該意見に合理的理由があると認めた場合には、乙は、甲の要請に従うことを要しないものとする。

- 4 乙は、工期中に乙が行う本施設の検査又は試験のうち主要なものについて、事前に甲に対して通知するものとする。なお、甲は、当該検査又は試験に立会うことができるものとする。
- 5 乙は、期初工事の進捗状況に関して、甲の請求があった場合、適宜、甲に対して報告を行うものとする。
- 6 甲は、本条に規定する説明若しくは確認の実施又は報告の受領それ自体を理由として、期初工事の全部又は一部について何らの責任を負うものではない。

(中間確認)

第 26 条 本施設が本契約、募集要項等、設計図書及び提案書類に従い期初工事されていることを確認するために、甲は、工期中、必要な事項に関する中間確認を実施することができるものとする。

- 2 甲は、前項に規定する中間確認の実施それ自体を理由として、本施設の期初工事の全部又は一部について何らの責任を負うものではない。
- 3 中間確認の結果、期初工事状況が本契約、募集要項等、設計図書、又は提案書類の内容を逸脱していることが判明した場合、甲は、乙に対してその是正を求めることができ、乙は、これに従うものとする。ただし、乙は、期初工事状況が本契約、募集要項等、設計図書又は提案書類の内容を逸脱しているという甲の判断に対して意見を述べることができ、甲が乙の当該意見に合理的理由があると認めた場合には、乙は、甲の要請に従うことを要しないものとする。

第3節 工事完了等

(乙による期初工事完了検査)

第27条 乙は、自己の費用と責任において、各期の期初工事完了検査及び備品の検査並びに試運転等を実施するものとする。乙は、本施設の工事完了検査及び備品の検査並びに試運転等の日程を、実施日の7日前に甲に対して書面で通知するものとする。

- 2 甲は、乙が前項の規定に従い行う工事完了検査及び備品の検査並びに試運転等に立会うことができる。ただし、甲は、工事完了検査及び備品の検査並びに試運転等への立会いの実施それ 자체を理由として、何らの責任を負うものではない。
- 3 乙は、工事完了検査及び備品の検査並びに試運転等に対する甲の立会いの有無を問わず、甲に対して、工事完了検査及び備品の検査並びに試運転等の結果を検査済証その他の検査結果に関する書面の写しを添えて報告するものとする。

(甲による期初工事完了検査)

第28条 甲は、乙から前条第3項に定める報告を受けた場合、20開庁日以内に、募集要項等に従い、工事企業及び工事監理者の立会いの下で、工事完了検査を実施するものとする。

- 2 前項の工事完了検査は、甲が確認した設計図書との照合により実施するものとする。
- 3 乙は、備品の取り扱いに関する甲への説明を、前条の試運転とは別に実施するものとする。
- 4 工事完了検査の結果、本施設の状況が本契約、募集要項等、設計図書又は提案書類の内容を逸脱していることが判明した場合、甲は、乙に対してその是正を求めることができ、乙は、これに従うものとする。ただし、乙は、本施設の状況が本契約、募集要項等、設計図

書又は提案書類の内容を逸脱しているという甲の判断に対して意見を述べることができ、甲が乙の当該意見に合理的理由があると認めた場合には、乙は、甲の要請に従うことを要しないものとする。

- 5 甲は、乙が前項のは正の完了を報告した日から20開序日以内に、再度、工事完了検査を実施するものとする。当該再工事完了検査の結果、本施設の状況がなおも本契約、募集要項等、設計図書又は提案書類の内容を逸脱していることが判明した場合の取り扱いは、前項及び本項の定めるところに準じるものとする。
- 6 甲は、前5項の工事完了検査又は再工事完了検査の結果、本施設の状況が本契約、募集要項等、設計図書、及び提案書類の内容を逸脱していないと認めた場合、工事完成確認通知書を速やかに乙に交付するものとする。乙は、期初工事の各期の期間の末日までに工事完成確認通知書の交付を受けなければならぬものとする。
- 7 甲は、本条に規定する工事完成確認通知書を交付したことを理由として、期初工事の全部又は一部について何らの責任を負担するものではなく、また、乙は、その提供する期初工事業務が本契約、募集要項等、業務計画書及び提案書類の仕様若しくは水準を満たさなかつた場合において、甲が工事完成確認通知書の交付を行ったことをもってその責任を免れることはできない。

第4節 工期の変更等

(工期の変更)

第29条 乙は、天候の不良その他乙の責めに帰すことができない事由により工期内に工事を完成することができないときは、その理由を明示した書面により、甲に工期の延長変更を請求することができる。

- 2 甲は、前項の規定による請求があった場合において、必要があると認められるときは、工期を延長しなければならない。甲は、その工期の延長が甲の責めに帰すべき事由による場合においては、費用

負担額について必要と認められる変更を行い、又は乙に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

- 3 甲は、特別の理由により工期を短縮する必要があるときは、工期の短縮変更を乙に請求することができる。
- 4 甲は、前項の場合において、必要があると認められるときは費用負担額を変更し、又は乙に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

(工期の変更方法)

第30条 工期の変更については、甲と乙とが協議して定める。ただし、協議開始の日から14日以内に協議が整わない場合には、甲が定め、乙に通知するものとする。

- 2 前項の協議開始の日については、甲が乙の意見を聴いて定め、乙に通知するものとする。ただし、甲が工期の変更事由が生じた日（甲が工期変更の請求を受けた日又は乙が工期変更の請求を受けた日）から7日以内に協議開始の日を通知しない場合には、乙は、協議開始の日を定め、甲に通知することができる。

(工期変更による費用負担)

第31条 工期変更による費用負担額の変更については、甲と乙とが協議して定める。ただし、協議開始の日から14日以内に協議が整わない場合には甲が定め、乙に通知するものとする。

- 2 前項の協議開始の日については、甲が乙の意見を聴いて定め、乙に通知するものとする。ただし、甲が費用負担額の変更事由が生じた日から7日以内に協議開始の日を通知しない場合には、乙は、協議開始の日を定め、甲に通知することができる。
- 3 乙が増加費用を必要とした場合又は損害を受けた場合に甲が負担する必要な費用の額については、甲と乙とが協議して定める。

第5節 損害の発生等

(期初工事中に乙が第三者に及ぼした損害)

第32条 乙が期初工事の施工により第三者に損害を及ぼした場合、乙は、当該損害を当該第三者に対して賠償しなければならない。ただし、乙の責めに帰すべき事由によらない場合はこの限りではない。

2 期初工事の施工に伴い通常避けることができない騒音、振動、地盤沈下、地下水の断絶その他の理由により、乙が第三者に対して損害を及ぼした場合も、乙が当該損害を当該第三者に対して賠償しなければならない。ただし、乙の責めに帰すべき事由によらない場合はこの限りではない。

(不可抗力による損害)

第33条 甲が本施設の工事完了を確認する前に、不可抗力により、期初工事中の本施設、仮設物又は工事現場に搬入済みの工事材料その他建設機械器具等に損害又は損失が生じた場合、乙は、当該事実が発生した後、直ちに当該損害又は損失の状況を甲に通知するものとする。

2 甲が前項に従い乙から通知を受けた場合、甲は、直ちに調査を行い、前項の損害又は損失（乙が善良なる管理者の注意義務を怠ったことに基づくものを除く。）の状況を確認し、その結果を乙に対して通知するものとする。

3 第1項に規定する損害又は損失（追加工事に要する費用を含む。）に係る追加費用は、別紙3に規定する負担割合に従い、甲及び乙が負担するものとし、必要に応じて協議によりサービス対価の見直しを行う。

第4章 期初工事に関する本施設等の引渡し

(所有権の移転)

第34条 乙は、甲から期初工事の各期の工事完成確認通知書及び業務体制等確認書を受領した上で、期初工事の各期の引渡予定日に本施設の所有権を甲に移転し、本施設を甲に引渡すものとする。乙は、本施設について、担保権その他の制限物権等の負担のない完全な所有権を甲に移転するものとする。

2 乙は、引渡しに際して、甲に対し、別紙2第4項に定める工事完了図書を提出するものとする。

(引渡しの遅延)

第35条 乙は、期初工事の各期における引渡しの遅延が見込まれる場合には、引渡予定日の30日前までに、当該遅延の原因及びその対応計画を甲に通知しなければならない。

2 乙は、前項に規定する対応計画において、本施設の可及的速やかな引渡しに向けての対策及び引渡し予定を明らかにしなければならない。

(契約不適合責任)

第36条 甲は、引渡しを受けた本施設が本契約の内容に適合しないものであるときは、乙に対して相当の期間を定めてその修補を請求し、又は修補に代え若しくは修補とともに損害の賠償を請求することができる。ただし、契約の内容に適合しない部分が重要でなく、かつ、その修補に過分の費用を要するときは、甲は、修補を請求することができない。

2 前項の規定による修補又は損害賠償の請求は、第34条の規定による引渡しを受けた日から2年以内に、これを行わなければならない。ただし、その契約不適合が乙又は工事業者の故意又は重大な過失により生じた場合には、当該請求を行うことのできる期間は、10年とする。

- 3 甲は、本施設の引渡しの際に契約不適合があることを知ったときは、第1項の規定にかかわらず、その旨を直ちに乙に通知しなければ、修補又は損害賠償の請求をすることはできない。ただし、乙がその不適合があることを知っていたときは、この限りではない。
- 4 甲は、本施設が第1項の契約不適合により滅失又はき損したときは、第2項に定める期間内で、かつ、その滅失又はき損の日から6か月以内に第1項の権利を行使しなければならない。
- 5 乙は、本条の乙の債務を保証する保証書を工事企業から徴求し甲に差し入れるものとする。契約保証書の様式は、別紙4に定める様式による。
- 6 本条第1項ないし第4項の規定は、契約不適合が甲の指示によって生じたものであって、かつ、乙が善良な管理者の注意義務を果たす限りにおいて、適用しない。

第5章 業務開始前の引継ぎ

(甲による本施設等の維持管理運営体制確認)

第37条 乙は、本契約締結後、委託業務開始予定日に先立って委託業務の実施に必要な人材を確保し、かつ、要求水準書及び応募者提案に従って引継ぎ業務を行わなければならない。

- 2 乙は、引継ぎ業務着手前に、引継ぎ業務計画書を作成し、甲に提出して承諾を得るものとする。引継ぎ業務計画書の内容を変更する場合も同様とする。乙は、甲の承諾を受けた引継ぎ業務計画書に従い、引継ぎ業務を実施しなければならない。
- 3 乙は、本契約、募集要項等、業務計画書及び応募者提案に従って、委託業務を実施することが可能となった時点において甲に対してその旨を通知するものとする。
- 4 甲が乙から前項に規定する通知を受けた場合、甲は、乙に対して、委託業務の実施体制を確認するため、調理リハーサル及び配送リハ

ーサルの実施等を求めることができる。本項による確認の結果、委託業務の実施体制が本契約、募集要項等で乙が既に甲に提出した業務計画書又は応募者提案で必要とされる条件を満たしていないと甲が合理的に判断した場合、甲は、乙に対してその是正を求めることができる。

5 前項に規定する調理リハーサル及び配送リハーサルの実施等は、次の各号に従い、乙の責任及び費用により行うものとする。

- (1) 乙は、リハーサルの作業工程及び日程等を、実施日の7日前に甲に対して書面で通知し、甲の承諾を得るものとする。
- (2) 甲は、乙が行うリハーサルに立会うことができる。ただし、甲は、当該リハーサルへの立会いの実施それ自体を理由として、何らの責任を負うものではない。

6 乙は、リハーサルに対する甲の立会いの有無を問わず、甲に対して、その結果を含め、引継業務実施結果の報告を、報告書を提出することにより行うものとする。

(前事業者からの引継ぎ)

第38条 乙は、本契約締結時点で、本施設において前事業者が前事業を遂行していることを認識し、かつ、了解して本事業を引き受けたことを確認し、甲の指示に基づき、自己の費用と責任において甲に代わって又は甲とともに前事業者から必要な引継ぎを受けるものとし、本施設の引渡し状態、設備機器等の稼働状況のほか、前事業者が使用したマニュアル等の内容及び留意事項等について、甲又は前事業者に確認を行うものとする。

2 乙は、引継業務の実施において前事業の業務に支障をきたすことがないようにするものとする。

(前事業者との連携)

第39条 乙は、前事業者から必要な引継ぎを受けるにあたり、自己の

責任及び費用により、前事業者との間で連携・調整を行わなければならぬ。ただし、甲は必要に応じてかかる連携・調整に協力するものとする。

- 2 乙は、前項に定めるところに従って行われる前事業者との連携・調整については、甲にその旨を事前に報告するものとし、また、適宜及び甲から求められたときは、協議・調整の内容及び進捗状況を甲に説明するものとする。また、乙は、協議・調整が整ったときは、その内容を速やかに甲に報告しなければならない。

(甲による業務体制確認)

第40条 甲が、乙の引継業務の完了及び委託業務の実施体制を確認し、かつ、乙が別紙5に記載する種類及び内容を有する保険に自ら加入し、又は別紙5に記載の保険契約者に加入させ、その保険証書の写しを甲に対して提出した場合、甲は、当該確認を行った日又は当該文書の提出があった日のいずれか遅い日から10開庁日以内に、乙に対して業務体制等確認書を交付するものとする。

- 2 乙は、委託業務開始予定日の前日までに業務体制等確認書の交付を受けなければならない。
- 3 甲は、第1項に規定する業務体制等確認書を交付したこと理由として、本施設等の運営及び維持管理の全部又は一部について何らの責任を負担するものではなく、また、乙は、その提供する委託業務が本契約、募集要項等、業務計画書及び応募者提案の仕様若しくは水準を満たさなかった場合において、甲が業務体制等確認書の交付を行ったことをもってその責任を免れることはできない。

(調理業務開始の遅延)

第41条 乙は、調理業務開始の遅延が見込まれる場合には、委託業務開始予定日の30日前までに、当該遅延の原因及びその対応計画を甲に通知しなければならない。

- 2 乙は、前項に規定する対応計画において、調理業務開始に向けての対策及び想定される委託業務開始日までの予定を明らかにしなければならない。

(前事業終了時の検査支援)

第 42 条 乙は、自己の費用と責任負担において、甲が前事業契約の浦安市千鳥学校給食センター第一及び第二調理場長期包括責任委託事業契約第 53 条及び浦安市千鳥学校給食センター第三調理場整備運営事業特定事業契約第 72 条に基づき前事業者に対して行う検査確認及び修繕等実施請求において甲を支援し、甲の前事業者に対する権利行使を十全化するものとする。

- 2 前項に規定する甲に対する乙の支援の誤り又は懈怠に起因する甲又は乙において生ずる損害、損失又は費用（本事業を遂行するにあたり乙において生ずる追加的な費用を含む。）は、乙がこれを負担するものとし、その負担の方法については、甲が、乙と協議の上で、これを定めるものとする。

- 3 甲が前事業契約に基づき前事業者に対して行う検査確認及び修繕等実施請求を行った結果、第 1 項の規定による乙の支援に誤り又は懈怠がないにもかかわらず、乙において委託業務に要する費用又は本事業を遂行するにあたり乙において追加的な費用が生ずる場合で、当該費用の発生の原因が募集要項等及び本施設の現場確認の機会から客観的かつ合理的に推測できないものであるときは、合理的な範囲において甲がこれを負担するものとし、甲は、甲と乙との間の協議により決定される方法に従って、乙に対して支払うものとする。

第 6 章 本施設等の運営及び維持管理

第 1 節 総則

(委託業務)

第 43 条 甲は委託業務の実施を乙に委託し、乙はこれを受託する。乙は、本契約の期間中、自己の費用と責任において、日本国の法令、本契約（運営及び維持管理に関する合意事項は本契約の一部とみなす。以下、本章において同じ。）、募集要項等及び応募者提案並びにマニュアル及び業務計画書に従って、委託業務を実施しなければならない。

- 2 要求水準書は、甲が第 82 条第 2 項又は第 84 条第 2 項若しくは第 3 項に基づいて委託業務の内容を変更する場合を除き、別紙 6 の手続に従い、その内容を変更することができるものとする。
- 3 乙は、委託業務を善良なる管理者の注意義務をもって実施するものとする。
- 4 補充調達備品については事業期間を通じて乙が所有するものとし、募集要項等に従い維持管理し、更新を行うものとする。
- 5 乙は、自己の費用と責任において、騒音、臭気、振動その他委託業務の遂行により近隣住民の生活環境に与える影響を検討し、合理的に要求される範囲の近隣対策を実施するものとする。
- 6 前項に定める近隣対策の実施について、甲の請求があった場合、乙は、甲に対して、その内容及び結果を報告するものとし、甲は、乙に対して、必要に応じて協力するものとする。
- 7 本事業を行政サービスとして実施することに関する住民反対運動及び訴訟については、甲が責任を負うものとする。

(本施設等の委託業務に関する許認可及び届出等)

第 44 条 乙は、委託業務に関する本契約上の義務を履行するために必要な許認可を、自己の責任及び費用において取得しなければならない。ただし、甲が申請する必要が生じた場合には、甲が必要な措置を講ずるものとする。

なお、乙は、食品衛生法（昭和 22 年法律第 233 号）第 57 条による営業許可を取得する必要がある場合には委託業務開始予定日まで

に（営業許可を更新したときは、更新後1か月以内に）営業許可書等の写しを甲に提出するものとする。

- 2 乙が甲に対して協力を求めた場合、甲は乙による前項に定める許認可及び届出等に必要な資料の提出その他について協力する。
- 3 甲が乙に対して協力を求めた場合、乙は甲による許認可及び届出等に必要な資料の提出その他について協力する。

（第三者の使用）

第45条 乙は、応募者提案で明示された者以外の者に委託業務を実施させる場合は、事前に甲の承諾を得るものとし、これを変更する場合も同様とする。ただし、甲は承諾を拒む合理的な理由がない限り、これらの承諾を速やかに与えるものとする。

- 2 乙が委託業務の全部又は一部を第三者に対して委託する場合、第三者への委託は全て乙の責任において行うものとし、本施設等の委託業務に関して乙又はその受託者が使用する一切の第三者の責めに帰すべき事由は、全て乙の責めに帰すべき事由とみなして、乙が責任を負うものとする。
- 3 乙は、甲に報告した本施設等の委託業務の実施体制に係る事項に変更、追加等が生じた場合には、速やかにかかる変更、追加等について甲に報告しなければならない。
- 4 乙は、委託業務に関し、甲から求められたときは、乙と受託者の契約書及び受託者が更に下請人等を使用する場合の受託者と下請人との契約書の写しを提出し、その内容について説明しなければならない。

（業務報告書等）

第46条 乙は、甲に対して、毎日、毎月及び毎四半期の各業務終了後10日（その日が閉序日の場合には翌開序日）以内に、要求水準書に

従い運営業務報告書及び維持管理業務報告書を提出し、報告対象の日、月及び四半期の委託業務の遂行状況を甲に報告するものとする。

- 2 乙は、第1項に定める業務報告書のほか、要求水準書に従い、各種の日誌、点検記録、報告書等を作成し、保管するほか、提供食数や温度、残食量など各種記録について維持管理運営期間にわたる全てのデータを可能な限り電子データ化し、保存しなければならない。乙は、甲の求めがあるときは、それらの日誌、点検記録、報告書等を甲の閲覧に供し、各種記録についての電子データを甲の求めに応じて速やかに提供しなければならない。

(セルフモニタリング)

第47条 乙は、自らの費用負担において、委託業務に係るサービス水準（要求水準書に従い、要求水準書に定める各項目に対応して、委託業務に係るサービスが要求水準書に定める要求水準に合致しているかを確認する基準として応募者提案により全て合致しているか否かで判断できるように設定された基準とする。以下「業務サービス水準」という。）を維持・改善するために、定期的又は隨時に、募集要項等及び応募者提案に基づきセルフモニタリングを行い、業務サービス水準の維持・改善を図る体制を構築するものとする。なお、乙によるセルフモニタリングの項目、基準、方法等については、甲が実施するモニタリングとの連携に十分に配慮して、甲と協議の上で設定されるものとする。

- 2 乙は、前項の定めるところに従って実施されたセルフモニタリングの評価を踏まえて、重要事項を甲に報告するとともに、翌事業年度の年度運営業務計画書及び年度維持管理業務計画書に反映するものとする。

なお、甲に報告すべき重要事項並びに翌事業年度の年度運営業務計画書に反映するべき事項については、甲と協議の上で定めるものとする。

(モニタリング)

第 48 条 甲は、自らの費用負担において、委託業務の要求水準を確保するために、定期的又は隨時に、モニタリングを行うものとする。

なお、モニタリング項目については各モニタリングの実施日までに甲が決定し、乙に通知するものとする。

(1) 定期モニタリング

甲は、乙から提出される業務報告書を検討するほか、業務報告書の内容を確認するため、施設巡回、業務監視、乙に対する説明要求及び立会い等を行うものとする。

(2) 随時モニタリング

甲は、定期モニタリングのほかに、必要に応じて、随時、施設巡回、業務監視、乙に対する説明要求及び立会い等を行うものとする。乙は、当該随時モニタリングの実施につき、甲に対して最大限の協力をを行うものとする。

2 甲は、業務報告書を受領したときは、前項第 1 号の定期モニタリングを実施し、報告対象期間の委託業務の遂行内容を確認するものとし、乙は、当該業務確認に必要な協力をを行うものとする。その結果、報告対象期間の委託業務が完了されていると確認した場合には、その旨を乙に対して、業務報告書受領後 10 日以内に通知するものとする。

3 前項によるモニタリングの結果、報告対象期間の委託業務の実施状況が本契約、募集要項等、マニュアル、長期運営業務計画書、年度運営業務計画書、長期維持管理業務計画書、年度維持管理業務計画書及び応募者提案の内容を逸脱していることが判明した場合、甲は乙に対してその是正を指導するものとし、乙に対し、別紙 7 の手続に従い必要な措置をとることができる。この場合、乙は、第 46 条に記載する業務報告書においてかかる指導に対する対応状況を甲に対して報告しなければならない。

4 甲は、モニタリングの実施、説明要求、説明の実施及び立会いの実施それ自体を理由として、本施設等の委託業務の全部又は一部について、何らの責任を負うものではない。

(第三者に及ぼした損害等)

第 49 条 乙が委託業務の実施に伴い第三者に損害を及ぼした場合、乙は、当該損害を当該第三者に対して賠償するものとする。ただし、乙の責めに帰すべき事由によらない場合はこの限りではない。

2 乙が善良なる管理者の注意義務を尽くしても委託業務に伴い避けることができない騒音、臭気、振動その他の理由により、乙が第三者に対して損害を及ぼした場合は、甲が当該第三者に対して当該損害を賠償する。

第 2 節 維持管理業務

(法令等の遵守)

第 50 条 乙は、適用のある法令や各種基準等に基づくほか、「建築保全業務共通仕様書」の最新版の点検項目を乙の判断で適宜参考にした応募者提案に基づき、建物・設備等の点検・保守を行うほか、維持管理業務を実施しなければならない。

2 本施設における一般区域の事務エリアについては、建築物における衛生的環境の確保に関する法律（昭和 45 年法律第 20 号）第 2 条第 1 項に規定する「特定建築物」と同等の施設として、維持管理業務を行う。

なお、非汚染区域と同じ系統の設備で管理基準が異なる場合は、厳しい方の条件を優先する。

(維持管理業務計画書の提出)

第 51 条 乙は、令和 8 年 8 月末日までに、本契約、募集要項等及び応募者提案に基づき長期維持管理業務計画書及び長期修繕実施計画書を作成して、甲に提出し、甲の確認を受けなければならない。

2 乙は、各事業年度が開始する 30 日前までに本契約、募集要項等、長期維持管理業務計画書及び応募者提案に基づき、年度維持管理業務計画書を作成して、甲に提出し、各事業年度が開始する前（初年度については令和 8 年 8 月末）に甲の確認を受けなければならない。

3 乙は、甲の確認を受けた維持管理業務計画書を変更しようとする場合には、甲の承諾を受けなければならない。

4 甲は、維持管理業務計画書の確認又はその変更の承諾を行ったことそれ自体を理由として、本施設等の維持管理の全部又は一部について何らの責任を負うものではない。

(本施設等の補修・修繕)

第 52 条 乙は、募集要項等及び応募者提案に従い、本施設等の補修・修繕を、自己の費用と責任において実施するものとする。ただし、甲の責めに帰すべき事由により本施設等の補修・修繕を行った場合、甲は、これに要した一切の費用を負担するものとする。

2 乙が本施設等の補修・修繕を行った場合、乙は、使用した設計図、施工図等の書面を甲に対して提出するものとする。

(報告等)

第 53 条 乙が長期修繕実施計画書に記載のない修繕（ただし、軽微なものを除く。）を行う場合、乙は、事前に甲に対してその内容その他必要な事項を通知し、かつ、甲の事前の承諾を得るものとする。ただし、直ちに修繕を行わなければ重大な損害を生じる恐れがある場合については、乙は、甲の事前の承諾なく当該修繕を行うことができ、この場合、乙は、修繕後速やかに甲に対しその内容等必要な事項を報告するものとする。

第3節 運営業務

(法令等の遵守)

第54条 乙は、適用される法令、「学校給食衛生管理基準」及び「大量調理施設衛生管理マニュアル」等の各種基準、学校給食に関する通知及び通達等並びにその他の所轄官庁の指導等を遵守して運営業務を実施しなければならない。

- 2 法令以外の所轄官庁の通達、要綱等の変更があるときは、乙は、甲の指示に従うものとする。
- 3 募集要項等及び応募者提案に基づき、乙のHACCP対応マニュアル及び一般的衛生管理の適正な履行状況について、甲は、必要に応じて確認を行い、不適合箇所が認められた場合、乙に対し、甲が定める期間内にその改善を求め、その結果報告のために改善報告書を甲に提出することを求めることができる。

(運営業務計画書及びマニュアルの提出)

第55条 乙は、令和8年8月末日までに、本契約、募集要項等及び応募者提案に基づき長期運営業務計画書及びマニュアルを作成して、甲に提出し、甲の確認を受けなければならない。

- 2 乙は、各事業年度が開始する30日前（初年度については令和8年8月末）までに、本契約、募集要項等、長期運営業務計画書及び応募者提案に基づき、年度運営業務計画書を作成して、甲に提出し、各事業年度が開始する前に甲の確認を受けなければならない。
- 3 乙は、甲の確認を受けた運営業務計画書又はマニュアルを必要に応じて隨時改善するものとし、改善の都度、直ちに、甲に対し、改善された最新版を提出し、甲の承諾を受けなければならない。
- 4 前各項の規定に従い、業務の開始に先立ち提出されたものを含め、甲は、前各項の定めるところに従って提出された（最新版の）運営

業務計画書及びマニュアルを確認の上、異議を申し述べることができるものとし、乙は、甲の当該異議に対して、甲の承諾が得られるまで、必要な修正を行うものとする。

5 甲は、運営業務計画書若しくはマニュアルの確認又はその変更の承諾を行ったことを理由として、本施設等の運営の全部又は一部について何らの責任を負うものではない。

(管理責任者)

第 56 条 乙は、要求水準書及び応募者提案に従い、令和 8 年 6 月末日までに、総括責任者、調理責任者、調理副責任者、食物アレルギー対応食調理責任者、食品衛生責任者、配達責任者及び配膳業務責任者を、それぞれ選任し、添付書類とともに、選任報告書を甲に提出するものとする。

2 乙は、前項に従い甲に報告した者を変更した場合には、変更後 1 か月以内に、添付書類とともに、変更後の者の選任報告書を甲に提出するものとする。変更の報告に係る者を変更する場合も同様とする。

(防火管理責任者)

第 57 条 乙は、要求水準書及び応募者提案に従い、委託業務開始予定期までに、防火管理責任者を設置し、防火管理者証の写しを甲に提出するものとする。

2 乙は、前項に従い甲に報告した防火管理責任者を変更した場合には、変更後 1 週間以内に、変更後の者の防火管理者証の写しを甲に提出するものとする。変更の報告に係る者を変更する場合も同様とする。

(調理等業務その他)

第 58 条 乙は、甲が作成した献立に記載された給食を、甲が検収の上、乙に提供する食材を材料として調理し、甲が指定する配送先学校に運搬する。

- 2 甲が乙に対して行う、乙が給食を提供すべき日及び乙が用意すべき給食の食数並びに給食を配送する配送先学校の通知方法及び手続は、募集要項等に規定された方法とする。募集要項等に規定されていない詳細事項、具体的な運用上の取り扱い等は、甲と乙が別途協議して定めることができる。
- 3 前項により甲と乙が定める事項は、書面によるものとし、甲乙これを遵守することを要する。
- 4 自然災害やインフルエンザ、感染症の流行による学級閉鎖等の事情で、第 2 項により甲と乙が書面で定めた事項に急遽変更が生じた場合は、前項の定めにかかわらず、乙は、甲の要請に応じて調理作業、運搬を停止する。

(食中毒等)

第 59 条 乙は、要求水準書に規定された事項を遵守し、かつ、善良なる管理者の注意義務をもって運営業務を実施し、法令及び所轄官庁の指導、基準等を満たした安全な給食を提供しなければならない。

- 2 給食配送先学校において食中毒等が発生した場合、乙は、自己の費用により、保健所等の所轄官庁が行う原因究明調査に協力するものとする。
- 3 前項の場合、乙も自らの費用により、原因究明の調査を行い、その結果について甲の承諾を得るものとする。甲は当該承諾につき、合理的理由なくして留保、遅延又は拒絶をしないものとする。
- 4 給食の摂取が原因で第三者に損害を与えた場合、乙はこれを賠償するものとし、甲が当該第三者に対し損害金を支払い又は損害賠償義務等を負担したときは、甲の請求により当該損害金又は損害賠償債務の金額に相当する金額を支払わなければならない。ただし、乙

がその責めに帰すべき事由によらないことを明らかにした場合又は原因解明に最善の努力を尽くしてもなお責任の所在が明らかにならない場合でその結果に関し甲の承諾を得た場合には、甲に対して当該損害金又は損害賠償債務の金額に相当する金額を支払う義務を負わないものとする。

5 乙の調理した給食の摂取が原因で第三者に損害が生じた場合における、本施設の運営ができない期間の委託料の支払い及び損害賠償（前項により甲が乙に対して求償できるものを除く。）は、以下のとおりとする。

- (1) 甲の責めに帰すべき事由による場合、委託料については、本施設等の運営ができない期間において乙が出費を免れた費用を控除した金額を支払うものとし、かつ、乙の甲に対する損害賠償を妨げない。
- (2) 甲及び乙の責めに帰すことのできない事由による場合、及び乙が原因解明に最善の努力を尽くしてもなお責任の所在が明らかにならない場合で、原因解明につき第3項の甲の承諾を得た場合、委託料については、本施設等の運営ができない期間において乙が出費を免れた費用を控除した金額を支払うものとし、その他、甲又は乙による損害賠償はないものとする。
- (3) 上記第1号及び第2号以外の場合、本施設等の運営ができなかった期間の委託料の固定料金のうち本施設等の維持管理業務に係る部分のみを支払うものとし、かつ、甲の乙に対する損害賠償を妨げない。

6 前項の場合で、第67条第1項に定める委託料の請求書を甲が受領するときまでに、甲又は乙のいずれの責めに帰すべき事由によるものかが判明しないとき又は原因不明の結果に関して甲の承諾が得られないときは、甲は、乙に対し、乙の請求に基づき委託料について、本施設等の運営ができない期間の委託料の固定料金のうち維持管理業務に係る部分のみを支払う。当該支払いがあった後、当該食中毒

等が前項第1号又は第2号の事由によるものであることが判明した場合には、甲は、委託料のうち当該食中毒により本施設等の運営ができなかった期間の運営業務に係る未払い部分を、乙の請求により支払うものとする。

第7章 備品の貸与

(備品の貸与)

第60条 甲は、本施設等の運営・維持管理にあたり、貸与備品を乙に維持管理運営期間が満了するまで無償貸与する。甲から乙への貸与備品の品名、品質、数量及び引渡し場所は、要求水準書に記載したところによるものとし、その引渡し時期は、甲と乙とが協議して定めるものとする。

- 2 乙は、貸与備品を受領したときは、遅滞なく甲に借用書を提出しなければならない。
- 3 甲は、貸与備品につき、乙の立会のもとに検査するものとする。
- 4 乙は、その責任において貸与備品を確認の上使用する。応募者提案に基づき使用しない場合その他貸与備品が不要となったときは、当該貸与備品について甲と協議の上処分するほか、補充調達備品と交換しなければならない。
- 5 乙は、貸与備品を善良な管理者の注意をもって保管しなければならない。
- 6 乙の故意又は過失によって貸与備品が滅失若しくは、き損したときは、乙は、甲の指定した期間内に代品を納め、又は原状に復し、若しくはその損害を賠償しなければならない。ただし、委託業務の実施において業務計画書に基づき補充調達備品として補充調達した場合には、この限りでない。
- 7 本契約が終了したときは、乙は、速やかに貸与備品を利用可能な状態で甲に返還しなければならない。ただし、本契約に別段の定め

があるときは、この限りでない。

第8章 備品の補充調達

(備品の補充調達)

第61条 乙は、本契約、募集要項等及び応募者提案に従い、委託業務開始予定日まで、又は委託業務期間中に備品及び消耗品を補充調達するものとする。

2 前項の規定により補充調達される備品及び消耗品は、募集要項等及び応募者提案に従い、前事業の仕様と同等とするなど調和を図らなければならない。

第9章 本事業のサービス対価の支払い

(サービス対価の支払い)

第62条 甲から乙への本事業のサービス対価の支払額は、改修・更新業務の対価である割賦料及び委託業務の対価である委託料に分割して計算するものとする。

(割賦料の支払い)

第63条 甲から乙への本事業の割賦料の支払額は、別紙8に定めるところにより計算するものとする。

2 前項に規定する割賦料の支払いは、改修・更新業務の対価として、期初工事の実施による各期（契約締結日の翌日から令和9年度、令和10年度、令和11年度及び令和12年度）の完了年度の別に支払うものとする。第30条の規定に基づき、甲が工期の変更を認めた場合は、その工期における各期の完了年度の別に支払う。

(委託料の支払い)

第 64 条 甲から乙への本事業の委託料の支払額は、別紙 8 に定めるところにより計算するものとする。

2 甲又は乙は、賃金水準又は物価水準の変動により、委託料が不適当となったと認めたときは、相手方に対して本事業の委託料の変更を請求することができる。

(引継業務の対価の支払い)

第 65 条 運営業務及び維持管理業務に係る引継業務の対価は、委託料に含まれるものとし、乙は、甲に対し、引継業務の対価として別段の請求を行うことができないものとする。

(委託料の支払方法及び改定方法)

第 66 条 甲は、維持管理運営期間中、委託料を別紙 8 に定めるところに従い、乙に支払うものとする。委託料は、固定料金と変動料金とで構成される。ただし、本施設にて調理した給食のうち、委託業務に係る業務従事者が喫食した給食は、この限りでなく、当該給食に係る学校給食費については、乙が自ら負担し又は当該業務従事者をして負担させるものとする。

2 前項に規定する委託料の支払いは、別紙 8 の定めるところに従い、令和 8 年 9 月から令和 20 年 8 月までの四半期毎、全 49 回の支払いとする。

3 委託料は、別紙 8 に従い、物価変動に基づき、年に 1 回改定するものとする。

(委託料の支払手続)

第 67 条 乙は、各四半期末において、甲から第 48 条第 2 項に規定する業務報告書を確認した旨の通知を受けたときは、速やかに、甲に対して、当該四半期分における別紙 8 に定める額の委託料の請求書を提出するものとする。また、乙は、業務報告書の提出から 10 日以

内に、甲から、委託業務の完了を確認した旨の通知又は乙による委託業務の遂行が本契約、要求水準書、業務計画書又は応募者提案等が定める水準又は仕様に達していないおそれがある旨の通知を受けていない場合にも、甲に対して、委託料の請求書を提出することができる。

2 甲は、前項の規定による請求があったときは、請求を受けた日から 30 日以内に係る委託料の支払いを行うものとする。

(委託料の減額)

第 68 条 第 48 条の規定による甲のモニタリングにより、委託業務について本契約、募集要項等、業務計画書又は応募者提案に定める内容を満たしていない事項が存在することが判明した場合、甲は、乙に対して別紙 7 の手続に従い委託料を減額又は支払停止することができるものとする。

(委託料の返還)

第 69 条 業務報告書に虚偽の記載があることが判明し、甲がこれを乙に対して通知した場合、乙は、甲に対して、当該虚偽記載がなければ甲が前条の規定に従い減額し得た委託料の金額を速やかに返還するものとする。

(委託料の調整)

第 70 条 本契約に規定されたもの以外で本事業に関する特別な措置（事業者の税の軽減を目的とする措置を含む。）が生じた場合、甲及び乙は、委託料の減額を目的として、その算定方法及び支払条件等について見直しのための協議を行うものとし、協議が整ったときは、委託料を調整するものとする。

第 10 章 契約期間

(契約期間)

第 71 条 本契約の契約期間は、浦安市議会の議決を得た日以降の契約締結日から、令和 20 年 8 月 31 日までとする。

第 11 章 契約の終了

第 1 節 乙の事由による契約終了

(乙の債務不履行による契約終了)

第 72 条 次に掲げる場合は、甲は、乙に対して書面により相当な期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときは、本契約を書面による通知により終了させることができる。

- (1) 乙が、設計又は期初工事に着手すべき期日を過ぎても設計又は工事に着手せず、相当の期間を定めて甲が催告しても当該遅延について乙から甲が満足すべき合理的な説明がないとき
- (2) 乙の責めに帰すべき事由により、乙が、期初工事の各期引渡予定日までに工事完成確認通知書の交付を受けられない、又は工事完成確認通知書の交付を受ける見込みが明らかにないと認められるとき
- (3) 乙が期初工事の各期引渡予定日に本施設の引渡しを行うことができないとき
- (4) 乙が、別紙 1 に定める委託業務開始予定日に又は委託業務開始予定日後相当期間内に引継業務を完了し、給食の提供を開始する見込みがないと明らかに認められるとき
- (5) 給食配達先学校において食中毒が 2 回以上発生したとき（同一の給食配達先学校かどうかは問わない。）
- (6) 連続して 7 営業日以上、乙が委託業務を行わないとき又は正当な事由がないのに、作業に着手すべき時期を過ぎても作業に着手しないとき

- (7) 第 56 条に規定する管理責任者又は第 57 条に規定する防火管理責任者を設置しなかったとき
 - (8) 乙の改修・更新業務、運営業務及び維持管理業務の実施義務以外の本契約上の債務の不履行があったとき
- 2 前項に該当する場合、期初工事の各期について工事完成確認通知書が交付された後において、未履行の工期の改修・更新業務及び委託業務に関する部分について、甲は本契約を終了することができるものとする。
- 3 次に掲げる場合は、甲は、乙に対して書面により催告することなく、直ちに本契約を終了させることができる。
- (1) 乙に係る、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始又は特別清算の手続について乙の取締役会でその申立を決議したとき又は第三者（乙の取締役を含む。）によりその申立がなされたとき
 - (2) 乙が、意図的に、業務報告書に著しい虚偽記載を行い、甲がこれを訂正するよう指示したにもかかわらずかかる指示に従わないとき
 - (3) 第 89 条の規定に違反し、本契約により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、若しくは継承させ、又はその権利を担保に供したとき
 - (4) 本契約の履行の全部を完了させることができないことが明らかであるとき
 - (5) 乙が本契約の履行の全部の完了を拒絶する意思を明確に表示したとき
 - (6) 乙の債務の一部の履行が不能である場合又は乙がその債務の一部の履行を拒絶する意思を明確に表示した場合において、残存する部分のみでは契約をした目的を達することができないとき
 - (7) 前各号に掲げる場合のほか、乙がその債務の履行をせず、甲が前項の催告をしても契約をした目的を達するのに足りる履行がされる見込みがないことが明らかであるとき

- (8) 契約の履行にあたって法令の規定により必要な許可又は認可等を失ったとき
- (9) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下この条において同じ。）又は暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下この条において同じ。）が経営に実質的に関与していると認められる者に委託料債権を譲渡したとき
- (10) 第75条又は第76条の規定によらないで乙が本契約の解除を申し出たとき

4 甲は、前各項の規定により本契約を解除する場合において、乙の所在を確認できないときは甲の事務所にその旨を掲示することにより、乙への通知にかかることができるものとする。この場合におけるその効力は、掲示の日から10日を経過したときに生ずるものとする。

5 第1項又は第2項に定める場合が甲の責めに帰すべき事由によるものであるときは、甲は、第1項又は第2項の規定による契約の解除をすることができない。

（期初工事完了前の解除）

第73条 期初工事の各期引渡し前に第72条の規定に基づいて本契約が解除した場合、乙は、甲に対して、引渡し未了の改修・更新業務の対価（支払利息相当額を除く。）の合計金額の100分の10に相当する違約金及び解除の日が属する事業年度の委託料（ただし、令和7年度及び令和8年度中の解除の場合は、当該委託料）の合計金額の100分の10相当する違約金を支払い、かつ、甲が解除により被った損害で違約金を超える額を賠償するものとする。

2 前項の場合において出来形部分（工事現場に現存するものに限る。以下同じ。）が存在する場合、甲は、当該出来形部分を確認の上、委

託業務開始予定日から12年が経過する日までの期間を最長とする均等分割払いにより、又は一括払いで、当該出来形部分については出来高に相当する金額で、出来形部分内の備品については時価相当額で買い受けることができるものとする。乙は、出来形部分内の備品以外の物品は撤去するものとするが、甲との協議が整った場合には、甲は係る物品を、甲と乙が別途合意する金額で買取ることができる。

また、乙は、備品の譲渡に当たっては、甲に対し備品の一覧を記載した備品台帳を提出するものとする。

3 前項により、甲が、出来形部分又は備品を均等分割払いにより買い受ける場合には、甲は、協議の上、乙と合意した適正な利率による金利を支払うものとする。また乙は、解除により本契約が終了した日から540日を経過したとき又は第5項に準用される第36条の規定により乙が負う契約不適合責任を甲が承諾する第三者が引き受けたときは、当該売買に起因して乙が取得した債権を甲が同意する第三者に譲渡し、解散することができるものとする。

4 第2項により甲が出来形部分を買い受ける場合、甲は、当該出来形部分の売買代金と第1項に規定する違約金支払請求債権及び損害賠償請求債権を対当額により相殺することができるものとする。

5 本条の規定に従い甲が出来形部分を買い受ける場合、当該出来形部分については、第36条の規定を準用する。

6 第2項の規定にかかわらず、本施設の工事進捗程度から見て本施設土地の原状回復が社会通念上合理的であると認められる場合、甲は、乙に対し、乙の費用において本施設土地を原状回復するよう請求できる。

7 前項の場合において、乙が正当な理由なく、相当の期間内に原状回復の処分を行わないときは、甲は、乙に代わって原状回復の処分を行うことができ、これに要した費用を乙に求償することができるものとする。この場合においては、乙は、甲の処分について異議を申し出ることができない。

(期初工事完了後の解除)

第74条　期初工事の完了後に第72条（第1項第1号、第2号、第3号を除く。）の規定に基づいて本契約が解除された場合、乙は、甲に対して、解除の日が属する事業年度の委託料（ただし、令和7年度及び令和8年度中の解除の場合は、当該委託料とする。）の総額の100

分の10に相当する違約金を支払い、かつ、甲が解除により被った損害で違約金を超える額を賠償するものとする。

2　前項の解除が、本施設の引渡し前になされた場合、乙は速やかに甲に本施設を引渡して所有権を甲に譲渡するものとし、本施設の引渡し後になされた場合、甲は本施設の所有権を引き続き保有するものとする。

3　第2項の場合には、乙は、第4項及び第5項の手続終了後速やかに、本施設の委託業務を甲又は甲の指定する者に引き継ぐものとする。

4　甲は、解除の日から10日以内に本施設の現況を検査するものとする。この場合において、本施設に乙の責めに帰すべき事由による損傷等が認められたときは、甲は、乙に対しその修補を求めることができる。

5　乙は、必要な修補を実施した後速やかに、甲に対し、修補が完了した旨を通知するものとする。甲は、かかる通知を受領後10日以内に修補の完了の検査を行うものとする。

6　乙の委託業務の実施期間（対価の支払いのない期間に限る。）が四半期に満たない場合には、甲は、乙の実施期間に応じて日割りした金額を、当該期間の委託料相当分として乙に支払うものとする。

7　甲は、解除後も、改修・更新業務の対価を解除前のスケジュールに従って支払うものとする。ただし、本施設の引渡し前の解除の場合、本施設等が第2項に従い甲に譲渡された場合にのみ、改修・更新業の対価を支払うものとする。

第2節 甲の事由による契約終了

(甲の債務不履行による契約終了)

第75条 甲が本契約に基づいて履行すべきサービス対価の支払いを遅延した場合、甲は、乙に対して、当該支払うべき金額につき遅延日数に応じ、当該支払遅延が生じた時点における、政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）第8条の規定により財務大臣が銀行の一般貸付利率を勘案して決定する率で計算した額を遅延損害金として支払うものとする。

- 2 甲が本契約上の重要な義務に違反し、かつ、乙による通知の後60日以内に当該違反を是正しない場合又は甲の債務不履行により本事業の目的を達成することができないと認められる場合、乙は、本契約の全部を解除することができるものとする。
- 3 前項により本契約が解除された場合、甲は、乙に対して、当該解除により乙が被った損害を賠償するものとする。

第3節 不可抗力及び法令変更による契約終了

(不可抗力又は法令変更による契約終了)

第76条 本契約の締結後における不可抗力又は法令変更により、甲が本事業の継続が困難と判断した場合又は甲が本契約の履行のために多大な費用を要すると判断した場合、甲又は乙は、相手方と協議の上、本契約を終了させることができる。甲の要請により本契約を終了させる場合、甲は、乙が本契約の終了により支出した実費相当額を負担するものとする。

- 2 前項により本契約が解除された場合、期初工事の各期の完了前に解除された場合は、第73条第2項、第3項、第4項及び第5項を準用するものとし、期初工事完了後に解除された場合は、第74条第2

項の規定を準用する。ただし、第73条第2項の準用において甲による本施設の出来形部分の買い受けは甲の義務とし、また、第73条第6項の準用において原状回復費用は甲が負担するものとする。

第4節 契約終了時の事務

(契約終了時の引継業務)

第77条 乙は、要求水準書の定めに従い、事業期間終了日において、本施設の全てが要求水準書で示した性能及び機能が発揮でき、著しい損傷がない状態で甲へ引き継げるよう維持管理を行わなければならない。また、維持管理運営期間満了日の概ね3年前より（それ以前に、本契約が中途終了するときは、可及的速やかに）、乙が本施設の明渡しの時点で確保すべき本施設の状態について甲との間の協議に応じ、当該協議を経て甲が決定した本施設の状態で以て事業期間終了日に本施設の明渡しを行うものとする。

2 前項の定めに従い、乙が本施設の明渡しの時点で確保すべき本施設の状態とするための修繕を含め、維持管理運営期間中に行うべき各種の修繕（本契約の中途終了時における業務サービス水準未達については全て維持管理運営期間中に行うべき修繕があるものとみなされるものとする。）は、甲の帰責事由及び不可抗力により必要となったものを除き、全て維持管理業務の範囲内のものとして乙の費用と責任で実施されるものとする。ただし、性能及び機能を満足する限りにおいて、事業期間満了時における経年による劣化については、乙は、その修繕の責めを免れるものとする。

3 乙は、本契約に別段の定めがある場合を除き、第1項の定めるところに従って甲と協議を行うにあたっては、甲に対して、予防保全を踏まえた事業期間終了までの本事業における維持管理実績を踏まえ、維持管理運営期間満了後に甲が予定する本施設の劣化状況にあわせた大規模修繕を含む適切な修繕・更新等にあたり、甲が効率的・

効果的に適切な修繕・更新等に取り組むことができるよう、必要な協力・支援等を行うものとする。

- 4 甲及び後任の事業者が本施設を継続使用し、委託業務を円滑かつ支障なく実施できるよう、委託業務の承継に必要な「引継マニュアル」を維持管理運営期間満了日の6か月前までに（それ以前に、本契約が中途終了するときは、可及的速やかに）作成し、甲に提出する。また、維持管理運営期間満了日の6か月前より（それ以前に、本契約が中途終了するときは、可及的速やかに）、委託業務の遂行に関して必要な事項を説明し、かつ、乙が用いた委託業務に関する施設管理台帳、操作要領、申し送り事項その他の資料・記録その他情報を甲に提供するほか、引継ぎに必要な協力・支援等を行うものとする。
- 5 乙は、募集要項等及び応募者提案に基づき、維持管理運営期間満了日の3年前までに（それ以前に、本契約が中途終了するときは、可及的速やかに）、(i)事業期間中に行った修繕内容について一覧にするとともに、完成図に該当箇所を図示した「修繕記録報告書」、(ii)事業期間中に乙が記録した施設管理台帳の最新版電子データ、(iii)事業期間中に行った修繕内容について一覧にするとともに、消耗具合を具体的に記載して事業期間中に乙が記録した「備品管理台帳」、(iv)本事業終了後に本施設の劣化状況にあわせた大規模修繕を含む適切な修繕・更新等について、対象物の耐用年数、消耗度等に照らし、各部分の修繕時期、概算経費を示した「次期修繕提案書」、並びに、(v)その他の応募者提案に基づく資料等を甲が合理的に満足する様式及び内容で作成し、甲に提出した上で、本事業期間終了後に後任の事業者が委託業務を円滑かつ支障なく遂行できるよう、本施設の明渡しに必要な事項について甲との間で協議を開始するほか、維持管理運営期間終了の1年前に（それ以前に、本契約が中途終了するときは、可及的速やかに）、時点修正を行った上記(iv)記載の「次期修繕提案書」を改めて甲に提出するものとする。

- 6 乙は、事業期間終了後1年間について、施設維持管理企業をして、連絡窓口として、無償で後任の事業者その他本施設等に係る業務の引継ぎ先からの問い合わせを受けさせるほか、甲が求める必要なサポート業務を実施させるものとする。この場合において、甲の要請があるときは、かかるサポート業務に係る契約を甲が合理的に定める様式及び内容で甲との間で施設維持管理企業をして締結させるものとする。
- 7 乙は、本契約の解除その他事由の何たるを問わず、本契約が中途終了するときは、甲の別段の指示がない限り、前各項による委託業務の引継ぎ完了のときまで、本施設等について、自らの負担で必要最小限の維持保全に努めなければならない。

(関係書類の引渡し等)

第78条 乙は、甲に対し、前条による委託業務の引継ぎ完了と同時に、本施設等の保守・点検・補修・修繕に係る書類その他の運営及び維持管理に必要な書類一切を引渡さなければならない。

- 2 甲は、第1項に従い引渡しを受けた図書等について、本施設土地に本施設又はこれに類似する施設を建設し、又は本施設を維持管理及び運営するために、無償で自由に使用（複製、頒布、改変及び翻案を含む。以下、この項において同じ。）することができるものとし、乙は、甲によるかかる図書等の自由な使用が第三者の著作権及び著作者人格権を侵害しないよう、必要な措置をとるものとする。

(契約終了時の調査・検査等)

第79条 乙は、甲が実施する本施設の劣化調査等に対して、要求水準書に従い、必要な資料（引継協議に係る提出書類に記載するものほか、躯体に関する健全度の調査や設備の性能試験等を含むが、これらに限られない。）を提供し、要求水準書に定める各種の建物劣化調査等の準備に協力するものとする。

2 乙は、本契約が終了に伴う検査として、要求水準書に従って各号の内容の検査を行い、甲の確認を得るものとする。また、当該乙の検査において不適合が認められた場合は、甲の指示に従い、乙は、速やかに必要な修繕等を実施するものとする。

(1) 本施設の建築本体

- ア 構造上有害な鉄骨の錆・傷等
- イ 接合部のボルトのゆるみ等
- ウ 鉄筋コンクリート部分の構造上有害なクラック等
- エ 屋根、外壁等からの雨水等の侵入状況

(2) その他

- ア 配管の腐食、錆こぶ等の状況、継ぎ手の損傷等
- イ 配管の水圧、気密等
- ウ 換気機器の風量や空調機器の能力等
- エ その他建築設備・備品等が要求水準を満たしているか

3 乙は、前項に基づき必要な修繕等を実施した後速やかに、甲に対し、必要な修繕等が完了した旨を通知するものとする。甲は、かかる通知を受領後10日以内に必要な修繕等の完了の検査を行うものとする。

(契約終了時の事務)

第80条 乙は、本契約が終了した場合（委託業務に関する部分が解除され終了した場合を含む。以下、本条において同じ。）において、本施設土地等に乙が所有又は管理する業務機械器具、仮設物その他の物件（乙の業務を受託し、又は請け負う者等が所有又は管理する物件を含み、次項に従い甲に無償譲渡又は時価買い受けされる補充調達備品を含まない。）があるときは、当該物件等を直ちに撤去し、甲の確認を受けなければならない。

2 乙は、本契約終了時に、貸与備品を甲に返還するとともに、期間満了により本契約が終了する場合は、乙の所有に係る補充調達備品

(配送車を除く。) を甲に無償で譲渡するものとし、期間満了以外の理由により本契約が終了する場合には、甲は、乙の所有に係る補充調達備品を時価で乙から買い受けができるものとする。

3 乙は、本契約が終了する場合には、甲又は甲の指示する者に、本契約及び募集要項等に基づき必要な引継ぎが完了したことの確認を受ければならない。

4 乙は、事由の如何を問わず、本契約が終了した場合には、第 69 条の規定にかかわらず、本条の業務を全て終了した上で、業務終了から 10 日以内に、最終支払対象期間の業務報告書を甲に提出し、甲の確認を受けるものとする。なお、最終支払対象期間に係る乙の委託業務の実施期間（対価の支払いのない期間に限る。）が四半期に満たない場合には、甲は、乙の実施期間に応じて日割りした金額を、当該期間の委託料相当分として乙に支払うものとする。

第 12 章 不可抗力

(通知の付与)

第 81 条 本契約の締結日の後に不可抗力により、本契約、募集要項等、施工計画書又は設計図書に従い期初工事ができなくなった場合、応募者提案又は業務計画書で提示された条件及びマニュアルに従って委託業務を行うことができなくなった場合又は本契約の履行のための費用の増加が見込まれる場合、乙は、その内容の詳細を記載した書面をもって直ちにこれを甲に対して通知するものとする。

2 本契約当事者は、前項の通知がなされた以降において、本契約に基づく自己の義務が不可抗力により履行不能となった場合、履行期日における当該義務の履行義務を免れるものとする。ただし、当該当事者は不可抗力により相手方当事者に発生する損害を最小限にするよう努力するものとする。

(協議及び追加費用の負担)

第 82 条 甲が乙から前条第 1 項の通知を受領した場合、甲及び乙は、当該不可抗力に対応するために速やかに本施設等の設計、工事、工期、委託業務開始予定日、本契約、要求水準書、マニュアル、業務計画書及び長期修繕実施計画書の変更並びに追加費用の負担について協議するものとする。

2 前項に規定する協議にかかるわらず、不可抗力が生じた日から 60 日以内に本契約等の変更及び追加費用の負担についての合意が成立しない場合、甲は、不可抗力に対する合理的な対応方法を乙に対して通知し、乙は、これに従い本事業を継続するものとし、この場合の追加費用の負担は、別紙 3 に記載する負担割合によるものとする。

第 13 章 法令変更

(通知の付与)

第 83 条 本契約当事者は、本契約の締結日の後に法令が変更されたことにより、本契約に基づく自己の義務を履行することができなくなった場合又は本契約の履行のための費用の増加が見込まれる場合、その内容の詳細を記載した書面をもって直ちにこれを相手方当事者に対して通知するものとする。

2 本契約当事者は、前項の通知がなされた以降において、本契約に基づく自己の義務が適用ある法令に違反することとなった場合、履行期日における当該自己の義務が適用法令に違反する限りにおいてその履行義務を免れるものとする。ただし、当該当事者は法令変更により相手方当事者に発生する損害を最小限にするよう努力するものとする。

(協議及び追加費用の負担)

第 84 条 甲が乙から前条第 1 項の通知を受領した場合、甲及び乙は、当該法令変更に対応するために速やかに委託業務開始予定日、本契約、要求水準書、マニュアル、業務計画書及び長期修繕実施計画書の変更並びに追加費用の負担について協議するものとする。なお、税制改革等による新たな税制に伴う乙の税負担については、甲は、協議に応じるものとする。

- 2 前項の協議にかかわらず、法令変更の公布日から 60 日以内に本契約等の変更及び追加費用の負担についての合意が成立しない場合、甲は、法令変更に対する合理的な対応方法を乙に対して通知し、乙は、これに従い本事業を継続するものとし、この場合の追加費用の負担は、別紙 9 に定める負担割合によるものとする。
- 3 本契約締結後に法令以外の所轄官庁の通達、要綱等の変更があるときは、乙は甲の指示に従うものとし、甲の指示に従うことにより、乙に追加費用が生じる場合は甲の負担として、委託料の見直しを行う。ただし、追加費用の額が多大となる場合には、甲は本契約を解除できるものとし、第 76 条の規定を準用する。

第 14 章 関係者協議会

(関係者協議会の設置)

- 第 85 条 甲及び乙は、本事業に関し必要な協議を行うため、必要に応じて関係者協議会を設置するものとする。
- 2 関係者協議会は、業務報告及び意見交換が行われるほか、本契約において甲乙の協議によるとされる事項及び甲乙が必要と認める事項のうち、関係者協議会で協議される事項として合意された事項について、協議し、決定するものとする。甲及び乙は、かかる関係者協議会の決定事項を遵守するものとする。
 - 3 甲及び乙は、必要と判断した場合には、関係者協議会の下部組織として分会を設けることができる。

- 4 関係者協議会は、甲及び乙を代表する者により構成されるものとする。また、甲及び乙は、第 56 条に定める管理責任者を適宜出席させるほか必要と判断した場合には、構成員以外の第三者を関係者協議会又は分会に招致し、意思決定に際してかかる第三者の意見を聴取することができる。
- 5 関係者協議会及び分会における協議事項は、出席者による十分な討論を経た上で決定されるものとする。その他の関係者協議会及び分会の運営に関する細目事項は、関係者協議会における協議により定めるものとする。

第 15 章 その他

(公租公課の負担)

第 86 条 本契約及び本契約に基づく一切の業務の実施に関連して生じる公租公課は、全て乙の負担とする。甲は、サービス対価及びこれに対する消費税及び地方消費税を支払うほかは、本契約に別途定めがある場合を除き、関連する全ての公租公課について別途負担しないものとする。

(遅延利息)

第 87 条 甲又は乙が本契約に基づき行うべき支払いが遅延した場合には、第 75 条第 1 項に定める場合を除き、未払額につき遅延日数に応じ年 2.5% の割合（政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和 24 年法律第 256 号）第 8 条）でそれぞれ計算した額の遅延利息を、相手方に支払わなければならない。

(損害賠償)

第 88 条 甲及び乙は、それぞれ、本契約に定める義務を履行せず、相手方に損害を生じさせたときは、本契約に特に定める場合を除き、当該損害を賠償しなければならない。

(譲渡等の制限)

第 89 条 乙は、甲の事前の承諾がある場合を除き、割賦料債権、委託料債権又は本契約上の乙の地位の一部若しくは全部を第三者に対して譲渡し、担保に提供し、又はその他の処分をしてはならない。

(事業者の兼業禁止)

第 90 条 乙は、本契約による事業以外の業務を行ってはならない。ただし、事前に甲の承諾を得た場合は、この限りでない。

(新株発行等)

第 91 条 乙は、次の各号所定の行為のいずれかを行う場合、事前にその旨を甲に対して書面により通知し、甲による事前の承諾がない限り、これを行わせないものとする。

- (1) 出資者の保有する乙の株式について、乙の設立当時の出資者以外の第三者に対する譲渡を承認すること
- (2) 新株又は新株予約権の発行その他の方法で設立当時の出資者以外の第三者による資本参加を決定すること
- (3) 乙の設立当時の出資者以外の第三者による出資を認めることとなるか、又は代表企業の出資比率が乙の出資者中最大とならなくなる新株又は新株予約権の発行その他の方法による増資を決定すること

2 前項の定めるところに従って甲の承諾を得て前項各号所定のいずれかの行為を行った場合、乙は、自ら又は当該行為を行った出資者をして、当該行為に係る第三者との間の契約書、変更後の定款の写しその他甲が必要とする書面の写しを、その行為後速やかに、当該

第三者作成に係る甲所定の書式の誓約書を添えて甲に対して提出するものとする。

(決算報告書の提出)

第 92 条 乙は、本契約の終了に至るまで、各事業年度の最終日以前に、翌年度の予算の概要を甲に書面で提出しなければならない。

2 乙は、本契約の終了に至るまで、事業年度毎に、当該年度の事業報告及び計算書類等（付属明細書を含む。）を作成し、自己の費用で公認会計士又は監査法人による監査を受けた上で、当該事業年度の最終日から 3 か月以内に、監査報告書とともに甲に提出しなければならない。

(乙の解散)

第 93 条 乙は、維持管理運営期間の最終日（本契約が中途解約により終了した場合は、その終了日）から 540 日を経過する日まで解散することはできない。ただし、甲が事前に承諾した場合はこの限りではない。

(付保すべき保険)

第 94 条 乙は、別紙 5 に定める内容の保険を自ら付保し、又は第三者をして付保せしめるものとする。

なお、当該保険のうち、同別紙に定める「付保する期間」中において更新する必要があるものは、乙の責任において更新されるものとする。

2 乙又は第三者が、前項の規定により保険契約を締結したときは、その証券を直ちに甲に提示しなければならない。

(銀行団との協議)

第 95 条 甲は、必要があると認めるときは、本事業に関して乙に融資する銀行団との間において、甲が本契約に基づき乙に損害賠償を請求し、また契約を終了させる際の銀行団への事前通知及び協議に関する事項並びに担保に関する事項等について協議し、協議が整ったときには協定を締結することができる。

(成果物の利用及び著作権)

第 96 条 甲は、本契約に関して要求水準書及び甲の要求に基づき乙により作成され甲に提出される一切の書類、図画、写真、映像、ソフトウェア、データベース等（以下「成果物」という。）について、甲の裁量により利用する権利及び権限を有するものとし、その利用の権利及び権限は、本契約の終了後も存続するものとする。

2 前項の成果物が著作権法（昭和 45 年法律第 48 号）第 2 条第 1 項第 1 号に定める著作物に該当する場合には、同法第 2 章及び第 3 章に規定する著作者の権利の帰属は、同法の定めるところによる。

3 乙は、甲が、成果物を次の各号に掲げるところにより利用することができるようしなければならず、自ら又は著作権者（甲を除く。）をして、著作権法第 19 条第 1 項又は第 20 条第 1 項に定める権利を行使し、又はさせてはならない。

(1) 著作者名を表示せずに成果物の全部若しくは一部又は本施設の内容を自ら公表若しくは広報に使用し、又は甲が認めた公共機関をして公表若しくは広報に使用させること

(2) 成果物を他人に閲覧させ、複写させ、又は譲渡すること

4 乙は、自ら又は著作権者をして、第 1 項の著作物に係る著作権を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、あらかじめ甲の承諾を得た場合は、この限りでない。

5 乙は、自ら又は著作権者をして、次の各号に掲げる行為をなしてはならない。ただし、あらかじめ甲の承諾を得た場合は、この限りでない。

- (1) 成果物の内容を公表すること。
- (2) 成果物を他人に閲覧させ、複写させ、又は譲渡すること。

(著作権等の保証)

第 97 条 乙は、その作成する成果物及び関係書類が、第三者の有する著作権等を侵害するものではないことを甲に対して保証する。

- 2 乙は、その作成する成果物及び関係書類が、第三者の有する著作権等を侵害した場合、その第三者に対してその損害の賠償を行い、又は必要な措置を講じなければならない。

(工業所有権)

第 98 条 乙は、特許権等の工業所有権の対象となっている技術等を使用するときは、その使用に関する一切の責任を負わなければならぬ。ただし、甲が当該技術等の使用を指定した場合であって乙が当該工業所有権の存在を知らなかったときは、甲は、乙がその使用に関して要した費用を負担しなければならない。

- 2 本事業の遂行において、甲は、前事業者が前事業で使用する調理機器を維持するために必要な部品（以下「特定部品」という。）の調達に関して乙を支援する。

第 16 章 雜則

(本施設の見学者対応)

第 99 条 乙は、甲が受け入れる本施設の見学者対応に関し、必要な協力をを行わなければならない。

(協議)

第 100 条 甲と乙は、必要と認める場合は、適宜、相手方当事者に対して、本契約に基づく一切の業務に関連する事項につき、協議を求

めることができる。ただし、関係者協議会で協議される事項については、この限りではない。

(請求、通知等の様式その他)

第 101 条 本契約に定める請求、通知、報告、承諾、勧告、催告及び契約終了告知又は解約は、相手方に対する書面をもって行われるものとする。

- 2 本契約の履行に関して甲と乙の間で用いる計算単位は、設計図書に特別の定めがある場合を除き、計量法（平成 4 年法律第 51 号）に定めるところによるものとする。
- 3 本契約上の期間の定めは、民法（明治 29 年法律第 89 号）及び商法（明治 32 年法律第 48 号）が規定するところによるものとする。

(秘密保持)

第 102 条 甲及び乙は、特定部品情報に関して第 98 条第 2 項の規定に従うほか、互いに本事業に関して知り得た相手方の秘密情報（特定部品情報を含むが、これに限られない。）を自己の役員、従業員、自己の代理人、銀行団、コンサルタント、及び本条第 2 項により秘密保持義務を負う業務受託者等その他法令若しくは契約上の守秘義務を負う者以外の第三者に漏らし、また、本契約の履行以外の目的（ただし、適用法令に基づく場合を除く。）に使用してはならない。ただし、開示する事項が以下のいずれかに該当する場合はこの限りでない。

- (1) 本契約締結時に、既に公知又は既知のもの
- (2) 本契約締結後に甲及び乙の責めに帰すべからざる事由により公知となったもの
- (3) 甲又は乙が第三者から秘密保持義務を負うことなく合法的に取得したもの

(4) 法律、政令、規則、条例上の要請又は官公署の命令等により開示を要請されたもの

(5) 甲又は乙が相手方より入手した情報を使わずに単独で取得したもの

(6) 本施設の運営又は維持管理において必要がある場合（本施設の保全や維持管理のためのみならず、改良を要する場合を含む。）

2 乙は、乙が委託業務遂行のために契約を締結する業務受託者等につき、本契約に基づき乙が負担するのと同様の秘密保持義務を負わせるものとする。

3 甲は、前各項の定めにかかわらず、本事業に関して知り得た行政情報に含まれるべき情報に關し、法令その他甲の定める諸規定の定めるところに従って情報公開その他の必要な措置を講じができる。

（個人情報の保護）

第 103 条 甲及び乙は、本施設の利用者の個人情報の保護を図るために、本事業に関連して知り得たかかる個人情報について適切な管理を行うものとする。

（準拠法）

第 104 条 本契約は、日本国の法令に準拠し、日本国の法令に従って解釈されるものとする。

（管轄裁判所）

第 105 条 本契約に関する紛争について、千葉地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

（定めのない事項）

第 106 条 本契約に定めのない事項について定める必要が生じた場合
又は本契約の解釈に関して疑義が生じた場合は、その都度、甲及び
乙が誠実に協議の上、これを定めるものとする。

(別紙 1)

日 程 表

1 契約締結	令和 年 月 日
2 引継期間	契約締結日の翌日～令和 8 年 8 月 31 日
3 委託業務開始予定日	令和 8 年 9 月 1 日
4 期初工事期間	令和 7 年 12 月 【 】 日～令和 13 年 3 月 31 日
第 1 期工事	令和 7 年 12 月 【 】 日～令和 10 年 3 月 31 日
設計図書の提出	令和 【 】 年 【 】 月 【 】 日
引渡予定日	令和 【 】 年 【 】 月 【 】 日
第 2 期工事	令和 10 年 4 月 1 日～令和 11 年 3 月 31 日
設計図書の提出	令和 【 】 年 【 】 月 【 】 日
引渡予定日	令和 【 】 年 【 】 月 【 】 日
第 3 期工事	令和 11 年 4 月 1 日～令和 12 年 3 月 31 日
設計図書の提出	令和 【 】 年 【 】 月 【 】 日
引渡予定日	令和 【 】 年 【 】 月 【 】 日
第 4 期工事	令和 12 年 4 月 1 日～令和 13 年 3 月 31 日
設計図書の提出	令和 【 】 年 【 】 月 【 】 日
引渡予定日	令和 【 】 年 【 】 月 【 】 日
5 維持管理運営期間	令和 8 年 9 月 1 日～令和 20 年 8 月 31 日

備考　日程表の記載期日については、契約締結時点での日程とする。
その後の日程変更については、本契約の定めに従い、本契約に定めがないときは、甲と乙の間の協議とする。
なお、令和 20 年度以降の施設の運営及び維持管理に関しては、必要に応じて乙の意見を聴きながら、甲が事業期間内に決定する。

(別紙 2)

提出図書

1 設計業務前の提出書類

- (1) 業務工程表 1 部
- (2) 業務着手届 1 部
- (3) 設計図 3 部 (観音 A3)
- (4) 設計説明書 2 部
- (5) 工事費内訳書 2 部
- (6) 数量調書 2 部
- (7) 設計計算書 (設備他) 2 部
- (8) 廚房機器リスト及びカタログ 2 部
- (9) じゅう器備品リスト及びカタログ 2 部

2 着工前の提出書類

- (1) 工事実施体制 1 部
- (2) 工事着工届 1 部
- (3) 現場代理人及び監理技術者届 (経歴書を添付) 1 部
- (4) 下請業者一覧表 1 部
- (5) 仮設計画書 1 部
- (6) 工事記録写真撮影計画書 1 部
- (7) 施工計画書 1 部
- (8) 主要資機材一覧表 1 部

3 施工中の提出書類

- (1) 機器承諾願 1 部
- (2) 各種試験結果報告書 1 部
- (3) 各種出荷証明 1 部
- (4) 産業廃棄物処理報告書 A・B 2・D・E 票 1 部
- (5) 工事監理報告書 1 部

4 引渡し時の提出書類（「工事完了図書」）

- (1) 工事完了届 1 部
- (2) 契約目的物引渡し書 1 部
- (3) 保証書、同一覧表 1 部
- (4) メーカーリスト（建築版、設備版、調理機器版、じゅう器備品版） 1 部
- (5) 設備機器（調理機器含む）仕様・規格・取扱説明一覧表 1 部
- (6) 市所有資産（建築物・建物附属設備・備品）除却・設置一覧表 1 部
- (7) 協力（下請）業者一覧表 1 部
- (8) 官公庁関係書類、同一覧表（確認申請書副本などは頭紙の複写を添付） 1 部
- (9) 予備品リスト 1 部
- (10) 設備機器（調理機器含む）仕様書・規格書及び取扱説明書 1 部
- (11) 工事記録写真工事記録写真（内観主要各室 1 カット） 1 部
- (12) しゅん工完了写真（アルバム形式） 1 部
- (13) しゅん工図；製本 A3-2 部、観音 A4-2 部、CD-R（dwg 形式 CAD データ）（※1）
- (14) しゅん工図（調理）；製本 A3-2 部、観音 A4-2 部、CD-R（dwg 形式 CAD データ）（※1）
- (15) しゅん工図（じゅう器）；製本 A3-2 部、観音 A4-2 部、CD-R（dwg 形式 CAD データ）（※1）
- (16) 平面図；製本 A3-2 部、観音 A4-2 部、CD-R（dwg 形式 CAD データ）（※1）（※2）
- (17) 空調設備等の改修に伴うフロンガス回収量報告書；製本 A3-2 部、観音 A4-2 部、CD-R（dwg 形式 CAD データ）（※1）

※1 CAD データのファイル形式は市指定のフォーマット（拡張子 dwg 形式）とする。

※2 平面計画の変更があった場合

(別紙 3)

不可抗力の場合の費用分担規定

(割賦料)

- 期初工事期間中に不可抗力が生じた場合、同期間中に発生した期初工事の引渡し未了分の追加費用のうち、引渡し未了分の割賦料元本の合計額の 100 分の 1 に至るまでは乙が負担するものとし、これを超える額については甲が負担するものとする。ただし、乙又は工事企業が加入する建設工事保険に基づき、甲以外の被保険者が不可抗力により保険金額を受領した場合で、当該保険金額の額が引渡し未了分の割賦料元本の合計額の 100 分の 1 を超えるときは、当該超過額は、甲が負担すべき追加費用額から控除するものとする。

(委託料)

- 事業年度（ただし、事業初年度は令和 7 年度及び令和 8 年度が該当する。）中に発生した追加費用のうち累計で当該事業年度における年間委託料総額の 100 分の 1 に至るまでは乙が負担するものとし、これを超える額については甲が負担するものとする。ただし、別紙 5 に記載される保険に基づき甲以外の被保険者が不可抗力により保険金を受領した場合で、当該保険金の額が上記年間委託料総額の 100 分の 1 を超えるときは、当該超過額は、甲が負担すべき追加費用額から控除するものとする。

保証契約書(案)

[工事企業]（以下「保証人」という。）は、浦安市千鳥学校給食センター維持管理運営等事業に関連して、【】（以下「事業者」という。）が浦安市（以下「市」という。）との間で締結した令和7年12月【】日付浦安市千鳥学校給食センター維持管理運営等事業契約（以下「事業契約」という。）に基づいて事業者が市に対して負担する第1条の債務を事業者と連帶して保証するため、市との間で、以下のとおり、保証契約（以下「本契約」という。）を締結する。なお、本契約において用いられる用語は、本契約において特に定義された場合を除き、事業契約において定められるのと同様の意味を有するものとする。

（保証）

第1条 保証人は、事業契約に基づいて事業者が市に対して負担する事業契約書第36条第5項の債務（以下「主債務」という。）につき保証し、事業者と連帶して履行の責めを負うものとする。

2 市は、工期の変更、延長、工事の中止その他事業契約又は主債務の内容に変更が生じたことを知った場合には、遅滞なく当該事由を保証人に対して通知しなければならない。本契約の内容は、市による当該通知の内容に従って、当然に変更されるものとする。

（保証債務の履行の請求）

第2条 市は、保証債務の履行を請求しようとするときは、保証人に對して、保証内容及び期限を記載した書面（以下「保証債務履行請求書」という。）を送付しなければならない。

2 保証人は、保証債務履行請求書を受領した日から30日以内に当該請求に係る保証債務（ただし、保証債務の内容が金銭支払義務であ

る場合を除く。)の履行を開始しなければならない。市及び保証人は、本項に規定する保証債務の履行期限を、別途協議の上、決定するものとする。

3 保証人は、保証債務が金銭の支払義務である場合、保証債務履行請求書を受領した日から30日以内に当該請求に係る保証債務の履行を完了しなければならない。

(求償權行使の制限)

第3条 保証人は、事業契約に基づく事業者の債務が全て履行されるまで、保証人が本契約に基づく保証債務を履行したことにより、代位によって取得した権利を行使することができない。

(終了及び解約)

第4条 保証人は、本契約を解約することができない。

2 本契約は、事業契約に基づく事業者の債務が終了又は消滅した場合、終了するものとする。

(管轄裁判所)

第5条 本契約に関する訴訟、和解及び調停に関しては、千葉地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

(準拠法)

第6条 本契約は日本法に準拠するものとし、これによって解釈されるものとする。

以上の証として、本契約書を2部作成し、市及び保証人はこれに署名し、各自が1部保有する。

令和 7 年 12 月 【　】 日

市 : 千葉県浦安市猫実一丁目 1 番 1 号
浦安市
浦安市長 内 田 悅 嗣

保証人 : [住所] 【　】
[企業名] 【　】
代表取締役 【　】

(別紙 5)

乙が付保する保険

乙は、自ら又は応募者提案に定める者により、次の保険を付保するものとする。保険契約は、1年毎の更新でも認めることとする。

1 普通火災保険等

市は火災保険として、建物総合損害共済（公益社団法人全国市有物件災害共済会）に加入しているが、本事業の履行に伴うリスクに備えるため、必要な火災保険等に加入すること。

(1) 対象

本施設等

(2) 付保する期間

運営開始日から事業期間の終了日まで

(3) 保険金額（補償額）

再調達価格相当額

2 生産物賠償責任保険

(1) 対象

本施設で生産した給食の喫食が原因で第三者に身体障害を与え、法律上の賠償責任を負担することにより被る損害を担保

(2) 付保する期間

運営開始日から事業期間の終了日まで

(3) てん補限度額（補償額）

対人：1名当たり1億円以上、1事故当たり10億円以上

3 賠償責任保険

(1) 対象

運営業務及び維持管理業務に伴い第三者に与えた損害について法律上の賠償責任を負担することにより被る損害を担保

(2) 付保する期間

運営開始日から事業期間の終了日まで

(3) てん補限度額（補償額）

対人：1名当たり1億円以上、1事故当たり10億円以上

対物：1事故当たり10億円以上

【その他応募者提案による。】

要求水準書の変更手続

第1条 甲は、次の各号所定の事由が生じた場合、次条の定める手続に従って、要求水準書の内容を変更することができる。

- (1) 法令変更により業務内容が著しく変更されるとき
- (2) 災害・事故等により、特別な業務内容が常時必要なとき又は業務内容が著しく変更されるとき
- (3) その他業務内容の変更が特に必要と認められるとき

第2条 要求水準書の変更は、次の各号の定めに従って行われるものとする。

- (1) 甲は、前条各号のいずれかに該当する場合、速やかに、その旨と要求水準書の変更内容を乙に通知し、乙の意見を聴取するものとする。
- (2) 乙は、第1号所定の通知受領後20日以内に意見書を提出するものとする。
- (3) 甲は、第2号所定の意見書を期限内に受領しないときは、乙の意見がないものとして取り扱うことができる。
- (4) 甲は、乙の意見に拘束されないものとするが、乙の意見を聴取した結果を尊重し、必要に応じて乙の意見を反映して変更内容の修正（修正は義務ではない。）を行った上で確定的な変更内容を乙に通知することにより、要求水準書の変更を確定する。
- (5) 本契約に基づく乙への支払金額を含め本契約の変更が必要となるとき、甲は、必要な変更を行うものとし、乙は、これに協力する。

(別紙 7)

委託料の減額及び支払停止の方法

[募集要項別添資料 3 に従って作成される。]

(別紙 8)

サービス対価の支払方法及び改定方法等

[募集要項別添資料2に基づき応募者提案に従って作成される。]

(別紙 9)

法令変更の場合の費用分担規定

法令変更	甲負担割合	乙負担割合
a) 本事業に特別に影響を及ぼす法制度 の新設・変更に関するもの（税制度を 除く。）	100%	0%
b) 民間事業者の利益に課される税制度 の新設・変更等以外の税制度の新設・ 変更に関するもの	100%	0%
c) 上記記載のもの以外の法令の変更の 場合	0%	100%

なお、「本事業に特別に影響を及ぼす法制度の新設・変更に関するもの」とは、特に本施設及び本施設と類似のサービスを提供する施設の改修・更新業務、運営業務及び維持管理業務その他に関する事項を直接的に規定することを目的とした法令を意味するものとし、乙に対して一般に適用される法令の変更は含まれないものとする。また、本契約締結後、民間事業者の利益に係る法人税以外の税（消費税及び地方消費税を含む。）の税率が変更された場合又は法令変更により乙に新たな税の課税が生じた場合で、乙に本契約の履行に関する費用の増加又は減少が生じる場合には、当該増加又は減少分を割賦料及び委託料に反映させるべく、甲と乙が協議を行うものとする。

以上